

障 害 福 祉 の 概 要

令 和 4 年 度
(令和3年度概要)

秋 田 県 健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

目 次

第 1 障害福祉業務の機構

1 組織	1
2 障害福祉課の設置	2
（1）職員構成	2
（2）職員配置	2
（3）事務分掌	3
（4）令和 4 年度主要事業	4
（5）予算	17
3 県内の障害者（身体・知的・精神）の状況について	18
4 障害福祉サービス提供基盤	19
（1）障害者関係	19
（2）障害児関係	20
5 障害者の施策概要	21
（1）障害者総合支援法「地域生活支援事業関係」	21
（2）障害者総合支援法「自立支援医療費」	25
（3）補装具費の実施状況	25
（4）その他	26

第 2 身体障害者の状況

1 身体障害者の現況	27
2 在宅対策の状況	28
3 身体障害者相談員の配置	29

第 3 心身障害児の状況

1 心身障害児の現況	30
2 早期療育対策	31
3 在宅療育対策	32
（1）児童相談所における心身障害相談別受付件数	32
（2）自立支援医療（育成医療）給付及び市町村補助状況	32
（3）補装具の給付状況（児童分）	32
（4）中・軽度難聴児補聴器購入費助成事業	32
4 施設対策	33
（1）障害児施設	33
（2）障害児施設の入所状況（県内）	33
（3）障害児施設の入所状況（県外）	34

第 4 知的障害者の状況

1 知的障害者の現況	35
2 施設入所者の状況	35
3 知的障害者相談員の配置	35

第5 精神障害者の保健福祉

1 精神障害者の状況	36
（1）精神障害者等の現況	36
（2）精神障害者数の推移	37
（3）在宅精神障害者の状況	37
（4）入院患者数の推移	38
2 精神科医療対策	39
（1）精神科病院の概要	39
（2）精神障害者の保護申請、通報等の状況	40
（3）精神医療審査会	41
（4）精神障害者保健福祉手帳の交付状況	42
（5）措置入院医療費、自立支援医療費（精神通院医療）の公費負担額	42
3 地域精神保健福祉対策	43
（1）保健所における精神保健相談状況	43
（2）保健所における精神保健訪問指導状況	44
（3）精神保健健康教育実施状況	45
（4）精神障害者社会適応訓練事業実施状況	45
4 その他	46
（1）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援	46
（2）ひきこもり支援の状況（相談、社会とのつながり支援（職親）事業）	47
（3）精神科救急	49
（4）災害派遣精神医療チーム（DPAT）	50
（5）依存症対策	51

第6 関係機関

1 福祉相談センター	52
2 精神保健福祉センター	53
3 点字図書館	56
4 心身障害者総合福祉センター	57
5 発達障害者支援センター（ふきのとう秋田）	57
6 秋田県聴覚障害者支援センター	57
7 医療的ケア児支援センター	58
8 福祉事務所・地域振興局福祉環境部（福祉事務所・保健所）	59
9 各種関係団体	60
10 審議会等	61

第7 雇用促進のための諸制度

1 雇用促進・職業安定制度	63
（1）就職援護措置	63
（2）事業主に対する措置	64
2 秋田障害者職業センター	71

第8 その他の障害福祉施策

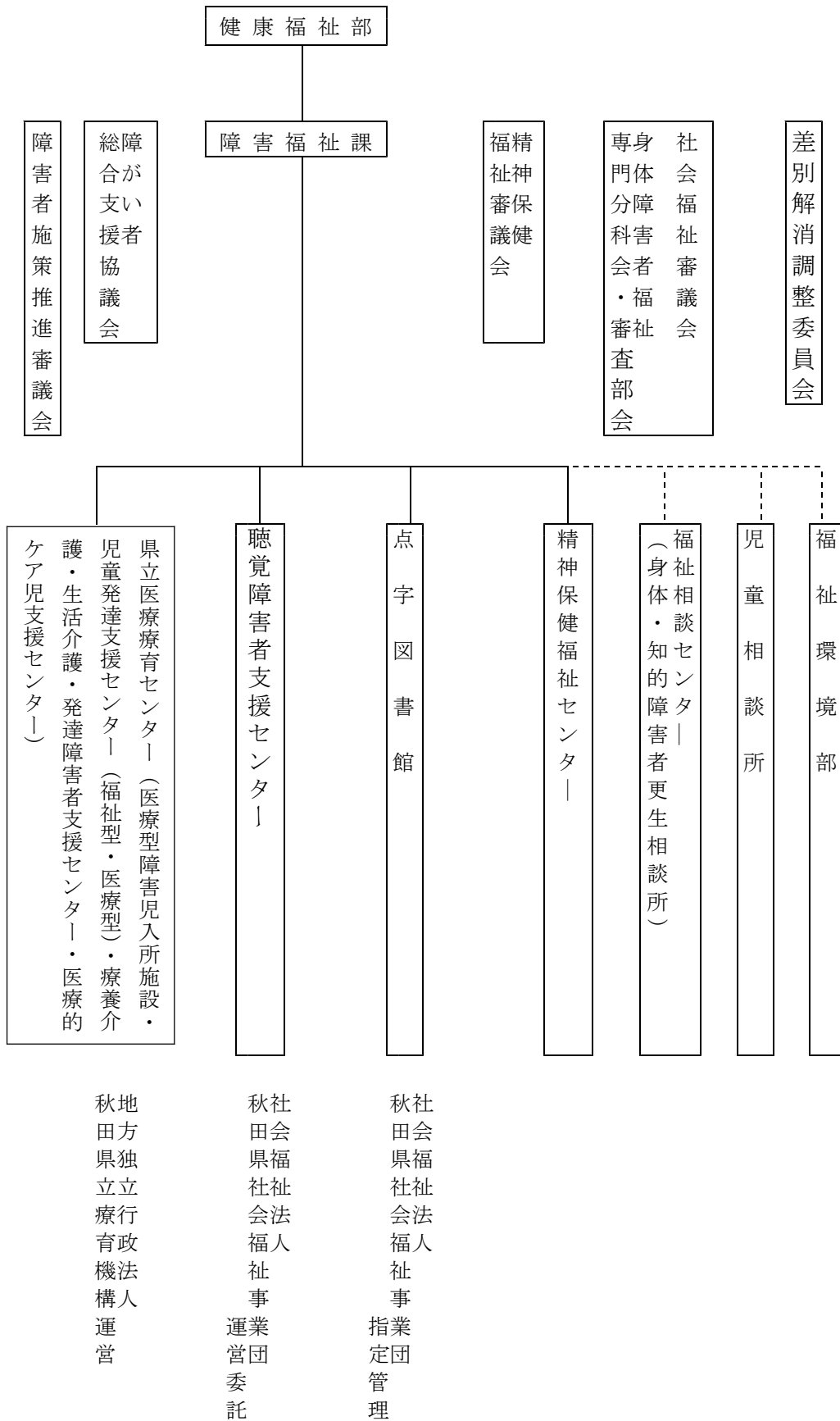
1 障害者虐待に係る相談・通報件数	73
（1）市町村報告分	73
（2）県受理分	74

(3) 労働局受理分（県へ情報提供）	74
2 障害者差別に係る相談	75
(1) 障害者差別に係る相談件数について	75
(2) 障害者差別に係る相談事例について（令和3年度）	75
3 ヘルプマーク・ヘルプカード	75
(1) ヘルプカード・ヘルプカードの配布について	75
(2) 普及啓発について	76
4 障害者スポーツ	76
(1) 障害者スポーツの推進体制について	76
(2) 障害者スポーツ事業について	77

第1 障害福祉業務の機構

(令和4年4月1日現在)

1 組織



2 障害福祉課の設置

昭和56年4月 福祉保健部障害福祉課設置

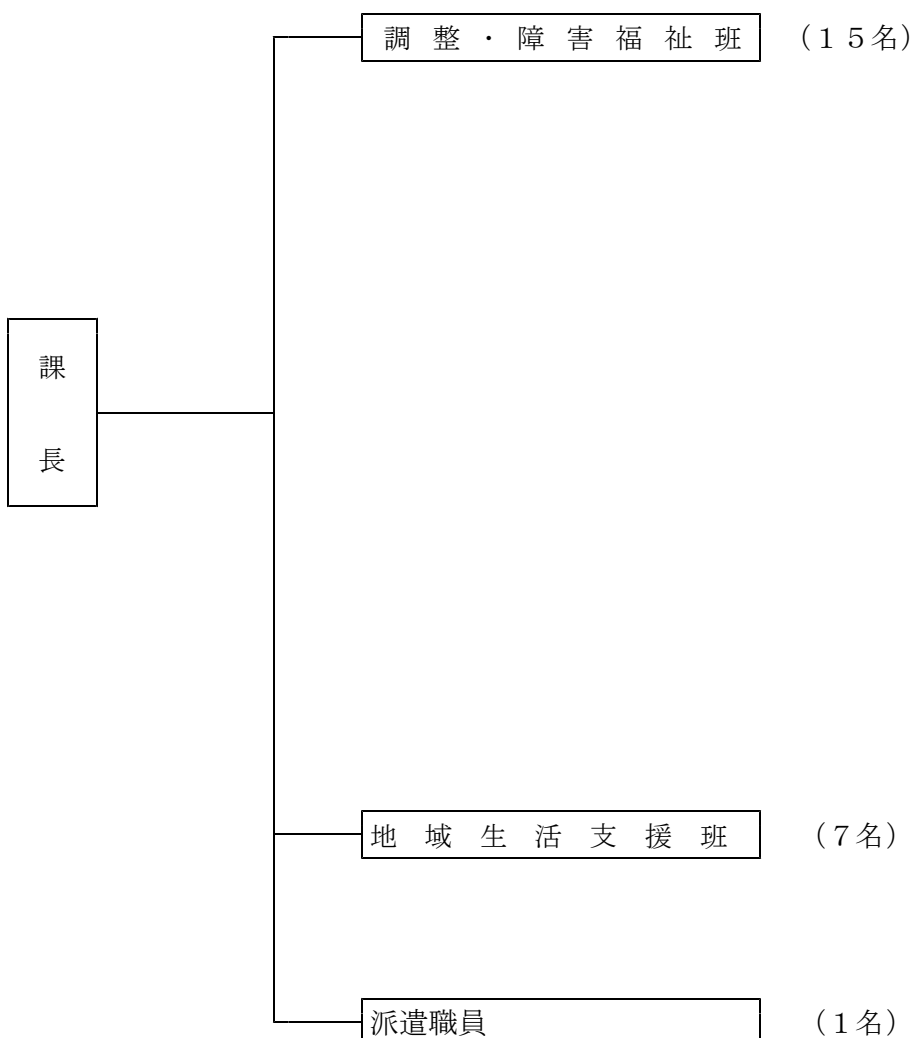
(1) 職員構成

(令和4年4月1日現在)

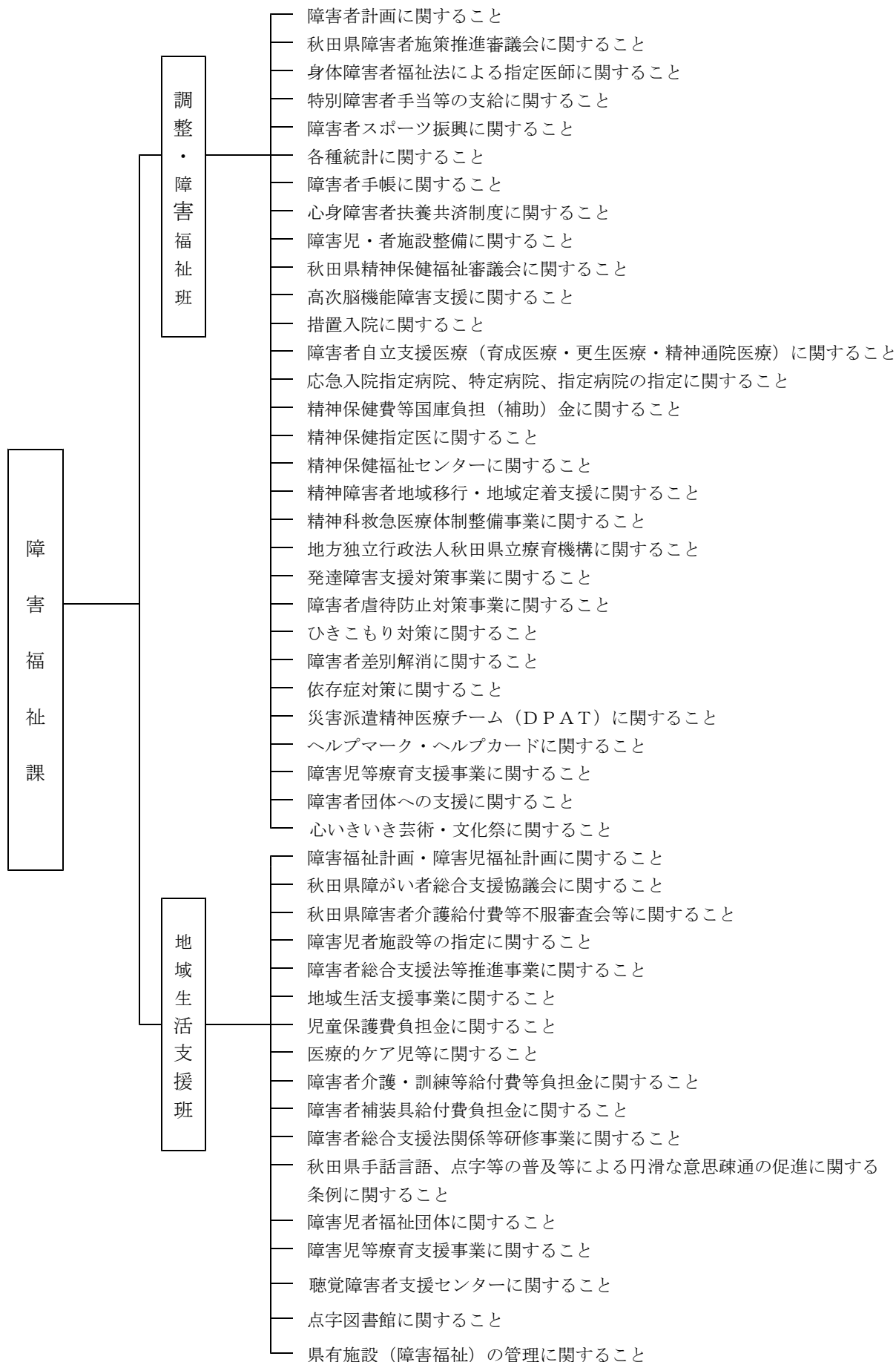
職種	課長	主幹兼 班長	副主幹 兼班長	副主幹	主査	主任	主事	計	会計年度 任用職員	合計
人員	1	1	1	5	3 (1)	2	5	17 (1)	5	23 (1)

※ () は地方独立行政法人秋田県立療育機構への派遣職員 (内数)

(2) 職員配置



(3) 事務分掌



(4) 令和4年度主要事業

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
1	障害者県地域生活支援事業	115,135	障害者が地域で安心して暮らして社会参加できるよう、専門的かつ広域的な支援等を行う。 1. 実施主体 県 2. 補助率 国1/2以内 3. 各種事業内容 (1) 障害者就業・生活支援センター事業 30,624千円 障害者の職業生活の自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育関係機関との連携を図り、就業やそれに伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対して指導、助言等の支援を行う。 ① 実施主体 県 ② 委託先 (福) 慈泉会、(福) いずみ会、 (福) 大館圏域ふくし会、(福) 秋田虹の会、 (福) 秋田県社会福祉事業団、 (福) 雄勝なごみ会、(福) 県北報公会 ③ 事業内容 生活支援担当職員1名を配置 ※ 障害者就業・生活支援センター事業は、県が行う生活支援等事業と、国が別途行う雇用安定等事業を一体的に実施する。 (2) 相談支援従事者研修事業 4,848千円 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用に係る援助技術や困難事例に対する支援の方法等の研修を行い、相談支援に従事する者を養成する。 ①実施主体 県 ②研修内容 相談支援従事者研修(初任者研修、現任研修、講師養成研修) (3) 障害者社会参加促進事業(身体) 59,211千円 ①手話通訳の技術を習得した手話通訳の設置 ②障害者社会参加推進センターの運営 ③身体障害者補助犬の育成・給付 ④手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣及び点訳・音訳奉仕員の養成 ⑤スポーツ・レクリエーション教室の開催 ⑥重度障害者にかかる市町村特別支援事業 ⑦日常生活支援事業 ⑧社会参加支援事業 (4) 障害者社会参加促進事業(精神) 455千円 精神障害者地域生活支援広域調整会議を開催する。 (5) 高次脳機能障害支援普及事業 2,237千円 高次脳機能障害者やその家族の支援及び医療の拠点となる機関を設置し、支援体制の確立を図る。	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			(6) 障害者総合支援法研修等事業 6,361千円 障害者総合支援法の施行に伴い、同法に基づくサービスを円滑に実施するための研修等を行う。 ① 認定調査員研修 ② 審査会委員研修 ③ サービス管理責任者研修 ④ 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修 ⑤ 強度行動障害支援者養成研修 (7) 障害者総合支援法協議会等開催事業 306千円 ① 県障がい者総合支援協議会 県域全体の市町村における相談支援体制の構築や困難なケースへの専門的な助言を行う。 ② 不服審査会 市町村が決定する介護給付等に対する利用者等の不服申立てを受理し、審査する。 (8) 広域的な支援事業 269千円 相談支援業務に係る人材育成等を行う。 (9) 障害者虐待防止対策支援事業 1,117千円 障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。 (10) 発達障害児者及び家族等支援事業 1,119千円 発達障害児者の家族等が当該障害児者の特性に応じた支援ができるよう、ペアレントプログラム研修等を実施し、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 (11) 障害分野のロボット等導入支援事業 6,933千円 働きやすい職場環境の整備を推進するため、障害者支援施設等に事業者が介護ロボット等を導入する際の経費に対して助成する。 (12) 障害児施設支給決定情報管理システム改修事業 1,655千円 既存の障害児施設支給決定情報管理システムについて、国が定める機能要件に合わせて、システム改修を行う。	
2	障害者市町村地域生活支援事業	183,682	障害者が地域で安心して暮らして社会参加できるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性等を踏まえ計画的に実施する事業に対して助成する。 1. 実施主体 市町村 2. 補助先 全市町村 3. 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4 4. 事業内容 (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援、法人後見支援事業	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			(5) 意思疎通支援事業 (6) 日常生活用具給付等事業 (7) 手話奉仕員養成研修事業 (8) 移動支援事業 (9) 地域活動支援センター機能強化事業 (10) 日常生活支援 (11) 社会参加支援 (12) 地域生活支援促進事業 (13) 特別支援事業 (14) 特別促進事業	
3	精神保健福祉センター費	12,272	県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行う。また、相談及び指導のうち複雑または困難なものを行う。 (1) 教育研修事業 (2) 技術指導及び技術援助事業 (3) 精神保健相談事業 (4) 特定相談指導事業 (5) 精神医療審査会 (6) 通院医療及び手帳判定委員会 (7) その他（心の健康づくり相談事業・協力組織への援助・広報普及事業・調査研究事業）	調整・障害福祉班
4	障害者自立支援医療事業	1,807,068	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給。 身体障害にかかる育成医療・更生医療に要する費用について市町村へ補助を行う。また、精神障害にかかる通院医療に要する費用について支給する。 1. 更生医療 201,714千円 (1) 実施主体 市町村 (2) 事業内容 医療に要する費用 (3) 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4 (4) 対象者 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方 2. 育成医療 3,104千円 (1) 実施主体 市町村 (2) 事業内容 医療に要する費用 (3) 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4 (4) 対象者 18歳未満の身体障害児 3. 精神通院医療 1,602,250千円 (1) 実施主体 県 (2) 事業内容 医療に要する費用 (3) 負担区分 国1/2 県1/2 (4) 対象者 通院医療を要する精神障害者	調整・障害福祉班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
5	措置入院医療費	48,949	精神保健福祉法に基づき知事が入院措置した患者の入院医療費と移送費について負担する。 1. 実施主体 県 2. 事業内容 (1) 措置入院医療費等 48,423千円 (2) 精神保健指定医研修会 204千円 (3) 精神障害者の退院後支援 322千円 3. 負担区分 国3/4 県1/4	調整・障害福祉班
6	精神科救急医療体制整備事業	84,344	休日又は夜間に、緊急に精神科医療を必要とする精神に障害のある人などのために、適切な医療を確保できるよう、全県に5つの精神科救急医療圏を設定し、各医療圏ごとに精神科救急医療体制を整備する。 1. 実施主体 県 2. 事業内容 (1) 連絡調整委員会運営事業 735千円 (2) 精神科救急医療体制運営委託事業 74,335千円 (3) 精神科救急医療体制移送事業 53千円 (4) 精神科救急情報センター事業 9,221千円 3. 負担区分 国1/2 県1/2	調整・障害福祉班
7	障害児等療育支援事業	44,155	在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、療育支援体制を持つ施設の機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。 1. 障害児等療育支援事業 14,869千円 (1) 実施主体 県 (2) 委託先 社会福祉法人等 (3) 実施施設 とういんくる(鹿角市)、大野岱吉野学園(北秋田市)、大日寮(三種町)、由利本荘地域生活支援センター(由利本荘市)、放課後等デイサービスかのん(大仙市)、阿桜園(横手市)、やまばと園(湯沢市) (4) 対象者 在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児等 (5) 事業内容 ①訪問療育指導 ②外来による療育相談、指導 ③障害児通園事業実施施設等の職員に対する技術指導 2. 地域療育医療拠点施設運営費補助事業 29,286千円 (1) 診察・訓練部門 ①補助団体 厚生連(平鹿総合病院)	調整・障害福祉班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			北秋田市(北秋田市民病院) ②補助事業 地域療育医療拠点施設(診察・訓練部門)の運営 ③補助金額 22,145千円(県10/10) (2) 歯科診療部門 ①補助団体 大館市(大館市立総合病院) 厚生連(雄勝中央病院) ②補助事業 地域療育医療拠点施設(歯科診療部門)の運営 ③補助金額 7,141千円(県10/10)	
8	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	1,100,958	地方独立行政法人秋田県立療育機構の経営を支援するため、その適正な運営に要する経費等を交付し、役員に係る共済費負担金を設立団体として負担する。 (発達障害のある子供の適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。) 1. 実施主体 県 2. 対象 秋田県立療育機構 3. 内容 (1) 運営費交付金 632,549千円 (2) 運営費交付金(一時経費) 231,670千円 (3) 共済費負担金 236,739千円	調整・障害福祉班
9	心身障害者扶養共済事業	162,232	障害のある人を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が万一死亡し、又は重度障害になったときに、障害のある方に終身一定額の年金を支給する。 1. 実施主体 県 2. 掛金 月額5,600円～23,300円 ※加入時の年齢による 3. 年金額 月額20,000円(一口) 4. 支給要件 保護者の死亡又は重度障害 5. 加入者 206人(令和4年4月1日現在) 6. 年金受給者 328人(同上)	調整・障害福祉班
10	特別障害者手当等給付費	72,186	精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を有する状態にある重度障害者の方に手当てを支給し、負担の軽減を図る。 1. 支給要件及び支給月額 (1) 特別障害者手当(月額 27,300円) 精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の者に給付する。 (2) 障害児福祉手当(月額 14,850円) 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活にお	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			いて常時の介護を要する20歳未満の者に給付する。 (3) 経過福祉手当 (月額 14,850円) 昭和61年3月以前に福祉手当が支給されていた者であって、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に給付する。 2. 受給者 (令和3年度延べ人数) (1) 特別障害者手当 2,262人 (2) 障害児福祉手当 302人 (3) 経過福祉手当 24人	調整・障害福祉班
11	児童保護費負担金	1,189,822	児童福祉法に基づき、障害児入所支援及び障害児通所支援に必要な費用を負担する。 1. 児童保護費負担金 1,181,429千円 入所支援及び通所支援のサービス提供に必要な費用を負担する。 (1) 障害児入所給付費等 1,089,638千円 ・県実施分(入所措置費、入所給付費等) - 負担割合 国1/2、県1/2 ・市町村実施分(相談支援給付費、通所給付費等) - 負担割合 国1/2、県・市町村1/4 (2) 障害児入所医療費等 90,122千円 ・県実施分(入所児童分) - 負担割合 国1/2、県1/2 ・市町村実施分(通所児童分) - 負担割合 国1/2、県・市町村1/4 (3) 県単嵩上げ分 1,320千円 ・東京都 秋津療育園入所者2名分 - 負担割合 県10/10 (4) 医療費・給付費等審査支払手数料 349千円 負担割合 県10/10 2. 障害児入所施設運営事業 8,393千円 障害者支援施設への転換及び増加する児童虐待等への対応により定員が不足する障害児入所施設において、県全体の入所必要人数を確保する必要があるため、運営費を補助する。 ・補助先 (福) 秋田県社会福祉事業団 ・補助対象 阿桜園(横手市) ・負担割合 県10/10	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
12	障害者補装具給付費負担金	48,645	日常生活上の移動の確保等や就労の能率向上を図ることを目的として、市町村が実施する障害者の身体機能を補完又は代替する補装具の給付事業に対して、負担金を交付する。 1. 実施主体 市町村 2. 対象者 身体障害児・者 (難病患者等を含む。) 3. 負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4	地域生活支援班
13	障害者総合支援法等推進事業	470,170	障害者の工賃向上に係る支援、重度障害者の地域生活を支えるための市町村への財政支援、介護職員等によるたん吸引等のための研修を実施し、障害者が社会的・経済的に安定した日常生活を営むための体制を整備する。 1. 障害者の働きがい支援事業 3,898千円 工賃向上支援のため、就労継続支援事業所と企業・官公署との間で、商品・サービス等の受発注について仲介・情報交換を行う共同受注窓口を設置する他、セミナーや商品PRイベント等を開催する。 2. 重度訪問介護等利用促進市町村支援事業 43,713千円 訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超過する市町村に対して財政的支援を行う。 3. 介護職員等による痰吸引等研修事業 3,355千円 痰吸引等が必要な重度障害者に対して介護職員等が安全に痰の吸引等を行うための研修の講師を養成する。 4. 福祉・介護職員処遇改善支援事業 419,204千円 障害福祉サービス事業所等職員の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、賃金を3%程度(月額9千円)引き上げるために必要な経費を補助する。	地域生活支援班
14	介護・訓練等給付費等負担金	6,244,208	障害のある人や難病患者等の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法に基づき市町村が行う介護給付等に要する費用の一部に対して介護・訓練等給付費等負担金を交付する。 1. 実施主体 市町村 2. 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4 3. 負担内容 (1) 居宅介護 269,904千円 (2) 重度訪問介護 121,785千円 (3) 同行援護 6,956千円 (4) 行動援護 2,282千円 (5) 短期入所 78,101千円	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			(6) 療養介護 218,612千円 (7) 生活介護 2,484,983千円 (8) 共同生活援助 534,521千円 (9) 施設入所支援 823,332千円 (10) 自立訓練 94,030千円 (11) 就労移行支援 24,656千円 (12) 就労継続支援 1,251,702千円 (13) 就労定着支援 4,779千円 (14) 自立生活援助 0千円 (15) 地域相談支援給付費 2,650千円 (16) 計画相談支援給付費 120,483千円 (17) 高額障害福祉サービス費 4,103千円 (18) 特定障害者特別給付費 122,920千円 (19) 療養介護医療費等 76,389千円 (20) 特例特定障害者特別給付費等 2,020千円	
15	障害者スポーツ振興事業	37,713	1. 障害者スポーツ普及・推進事業 14,158千円 障害者がスポーツに取り組める環境づくりを進めるため、各種スポーツへの支援や指導を行う障害者スポーツ推進員を設置するとともに、障害者スポーツ体験交流事業、在宅障害者スポーツ教室を開催する。 (1) 実施主体 県 (2) 委託先 秋田県障害者スポーツ協会 (3) 事業内容 ① 障害者スポーツ推進員設置事業（3名） ② 障害者スポーツ体験交流事業 ③ 在宅障害者スポーツ教室開催事業 2. 秋田県障害者スポーツ協会運営費補助金 5,307千円 県内に在住する障害者のスポーツの振興を図り、障害者の心身の健全な発達に寄与し、積極的な社会参加を促進するため、秋田県障害者スポーツ協会に対し補助を行う。 (1) 補助先 秋田県障害者スポーツ協会 (2) 負担区分 県10/10 (3) 補助対象 人件費（事務局長）、運営費 3. 全国障害者スポーツ大会等派遣事業 18,248千円 障害者スポーツの全国的なイベントである全国障害者スポーツ大会へ本県選手を派遣し、県外の選手と交流を深めることなどにより、より一層障害を克服し、自立を目指そうとする意欲を高める。 パラリンピック等の国際大会に向けた選手の育成を支援する。	調整・障害福祉班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			(1) 実施主体 県 (2) 事業内容 ①全国障害者スポーツ大会派遣費 ・開催地 栃木県 ・開催期間 令和4年10月29日～31日予定 ・派遣人員 【個人競技】陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ 【団体競技】北海道・東北ブロック予選会での優勝で出場権を得ることになる。 ・委託先 秋田県障害者スポーツ協会 ②全国障害者スポーツ大会北海道・東北ブロック予選会派遣費 ・開催地 開催当番道県、政令指定都市 ・開催期間 令和4年5月～6月 ・補助対象競技 車椅子バスケットボール、バスケットボール、サッカー、バレーボール ・補助先 秋田県障害者スポーツ協会 ・補助率 実費の1/2 ③パラアスリート等支援事業補助金 ・補助先 秋田県障害者スポーツ協会 NPO法人 チャレンジスポーツあきた ・補助率 定額 ・補助対象者 競技団体から国際大会等の強化指定等（候補を含む）を受けた県内選手で、県外で開催される強化合宿や合同練習会に参加する選手	
16	すこやか療育支援事業	1,174	社会全体で子育てを支えていくという考えのもと、障害児通所支援を利用する子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して障害児の療育を行うことができる環境を整える。 1. 概要 児童発達支援等を利用する乳幼児の保護者に対し、市町村が利用者負担及び食費の助成を行った場合にその費用の1/2を補助する。(所得制限有り) 2. 負担割合 保護者1/2 市町村1/4 県1/4	地域生活支援班
17	ひきこもり対策推進事業	18,688	1. ひきこもり相談支援センター運営事業 10,477千円 (1) 対象者 ひきこもり状態にある本人や家族等 (2) 開設場所 精神保健福祉センター内 (3) 運営体制 ひきこもり支援コーディネーター3名	調整・障害福祉班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名																			
			(4) 業務内容 ・相談対応（電話、面接等） ・連絡協議会の開催 ・ひきこもり対策に関する情報発信 ・支援職員等を対象とした研修会の実施 ・当事者会及び家族会の開催 ・社会とのつながり支援（職親）事業の実施 2. 社会とのつながり支援（職親）事業 3,614千円 (1) 協力事業所数 78か所 (2) 協力事業所への報償費対象者1人につき 1日1,500円 3. ひきこもり支援モデル事業 4,597千円 (1) 実施体制 ひきこもり相談支援センター、地域振興局福祉環境部、市町村（R4潟上市、男鹿市） (2) 実施内容 ・モデル市における相談体制の構築を支援 ・県北・県南地区へ相談員を派遣し、市町村の相談体制を支援																				
18	障害児・者施設整備補助事業	350,700	障害児・者施設の整備費等を助成する。 1. 補助率 国1/2、県1/4 2. 事業内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="5">(単位: 千円)</th></tr> <tr> <th>設置主体 事業所名</th><th>設置 場所</th><th>整備 区分</th><th>種別・定員(人)</th><th>補助額</th></tr> <tr> <td rowspan="5">(福)雄勝なごみ会 地域生活支援拠点 ぱあとなあ(仮)</td><td rowspan="5">湯沢市</td><td rowspan="5">創設</td><td>生活介護 55</td><td rowspan="5">350,700</td></tr> <tr> <td>施設入所支援 45</td></tr> <tr> <td>放課後等デイサービス 10</td></tr> <tr> <td>就労継続支援B型 20</td></tr> <tr> <td>短期入所 3</td></tr> </table>	(単位: 千円)					設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	(福)雄勝なごみ会 地域生活支援拠点 ぱあとなあ(仮)	湯沢市	創設	生活介護 55	350,700	施設入所支援 45	放課後等デイサービス 10	就労継続支援B型 20	短期入所 3	調整・障害福祉班
(単位: 千円)																							
設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額																			
(福)雄勝なごみ会 地域生活支援拠点 ぱあとなあ(仮)	湯沢市	創設	生活介護 55	350,700																			
			施設入所支援 45																				
			放課後等デイサービス 10																				
			就労継続支援B型 20																				
			短期入所 3																				
19	点字図書館費	37,281	秋田県点字図書館の管理運営を指定管理者に委託する。 1. 設置者 県 2. 指定管理者 (福)秋田県社会福祉事業団 3. 指定期間 令和3年度～令和7年度 4. 指定管理料 37,281千円 5. 施設概要 視覚障害者情報提供施設	地域生活支援班																			
20	発達障害者支援対策	237	発達障害を有する障害者を支援するため、発達障害者支援センターの機能を強化するとともに、乳幼児から成人期までの各ライフステージに対応する地域支援体制の整備を図る。	調整・障害福祉班																			

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			1. 発達障害支援対策協議会の開催 2. 発達障害者地域支援者研修の開催（県内1地区） 3. 発達障害支援者研修への医師派遣 4. 発達障害支援者研修（県内伝達講習）	
21	秋田県聴覚障害者支援センター運営事業	26,603	本県の聴覚障害者に対する情報・意思疎通支援の基幹センターとなる秋田県聴覚障害者支援センターを設置し、情報取得手段の拡充や社会参加の支援等を図る。 ・聴覚障害者に対する相談支援事業 ・意思疎通支援者の養成・派遣 ・手話・字幕入り映像の制作編集・貸出 ・情報機器の貸出等の事業	地域生活支援班
22	障害者差別解消推進事業	15,679	県民や事業者等と連携し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、本県の実情に合わせた条例を制定するとともに、障害のある方等が安心して社会参加できる環境づくりと障害への理解促進による共生社会の実現を図る。 1. 障害者差別解消推進事業 4,124千円 (1) 障害者差別解消調整委員会の設置 差別に関する紛争解決機関 委員15名 (2) 職員向け研修会の開催 相談対応職員及び一般職員のための研修会 (3) 専門相談機関設置事業 委託先 秋田県身体障害者福祉協会 2. 障害者理解促進事業 3,879千円 (1) 普及啓発事業 ハンドブックの作成、障害者の情報発信 (2) 障害者理解理解促進事業 出前講座や事業者向け研修会等の実施 3. 障害者社会参加等促進事業 7,676千円 (1) 障害者サポーター養成事業 障害及び障害者に対する正しい知識と理解を持ち、適切な支援ができるサポーターの養成 (2) 精神障害者社会参加促進事業 精神障害者の社会参加を目的とした学習会、相談会の開催 (3) ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業 ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布とテレビCM放映等の普及啓発 (4) 知的障害者本人活動支援事業 当事者たちによるボランティアなどの本人活動、地域住民等との交流を促す「ともだちの会秋田県大会」開催 (5) 障害者のためのスポーツ、レクリエーション開催事業 (6) 芸術・文化講座開催等事業 心いきいき芸術・文化祭の開催	調整・障害福祉班 地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
23	手話等普及啓発促進事業	1,195	障害の有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、手話・点字等の普及や理解促進を推進する。 1. 小学生向け手話教室 小学生に対し、手話に親しむ機会を設け、障害者への理解や手話の普及・啓発を図る。 2. 県民向け手話教室 手話の普及や理解啓発のため、県民が手話を学ぶ機会を設けるとともに、手話通訳者等を目指す意識の醸成を図る。 小冊子の配布により、障害や手話についての理解啓発や、興味・関心を持ってもらう。 3. 企業等手話学習補助事業 企業や町内会、PTA等、手話の学習会を実施するところに対し、講師となる手話通訳者等の調整や、教材の提供をし、県内企業等が独自で手話を学習しやすい環境を構築する。	地域生活支援班
24	災害派遣精神医療チーム体制整備事業	1,537	大規模災害発生時に増大する精神保健医療ニーズに適切かつ迅速に対応するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備する。 1. 災害派遣精神医療チーム運営事業 1,494千円 災害時に秋田県の要請により出動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に要する経費。 2. 災害派遣精神医療チーム資機材整備事業 43千円 災害派遣精神医療チーム（DPAT）が活動を行うための必要な資材を整備する。	調整・障害福祉班
25	依存症支援対策整備事業	732	精神保健福祉センターが中心となり、自助グループや保健所等相談機関の人材育成、依存症に関する相談支援体制の構築及び強化を図る。 依存症支援体制整備 (1) 県民への依存症に関する啓発事業 32千円 (2) 自助グループ等への育成支援 39千円 (3) 保健所等地域の相談機関への技術支援 561千円 (4) 各地域における相談機関等との連携強化100千円	調整・障害福祉班
26	医療的ケア児等総合支援事業	25,482	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、医療的ケア児の健やかな成長を図るため、医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援体制を整備する。 1. 医療的ケア児等支援協議会開催事業 380千円 医療的ケア児等の地域生活における現状と課題、必要な医療、福祉等の施策について協議する。	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			2. 医療的ケア児支援センター事業 11,122千円 秋田県医療的ケア児支援センターを秋田県立医療療育センターに設置する。 3. キッズ・ナラティブブック秋田構築事業 13,980千円 災害時や緊急時の迅速な支援に加え、医療的ケア児の療養生活や成長記録を支援者で情報共有し、支援体制を構築するための連携システムに係る経費を補助する。	

(5) 予算

○ 県予算との比較（当初予算）

（単位：千円、％）

区 分	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
県	574,089,000	100.0	579,414,000	100.0	562,200,000	100.0	588,640,000	100.0
民 生 費	79,857,129	13.9	77,919,104	13.4	78,423,333	13.9	83,286,512	14.1
衛 生 費	14,104,361	2.5	15,372,777	2.7	15,078,650	2.7	15,721,207	2.7
障害福祉課	11,308,116	2.0	11,218,717	1.9	10,973,118	2.0	12,891,790	2.2

○ 障害福祉課予算構成比（当初予算）

（単位：千円、％）

区 分	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
社会福祉総務費	119,153	1.1	134,534	1.2	138,517	1.3	138,226	1.1
身体障害者福祉費	8,370,789	74.2	8,071,047	71.9	8,289,261	75.5	9,113,455	70.7
知的障害者福祉費	668,237	5.9	272,361	2.4	160,002	1.5	1,069,814	8.3
児 童 措 置 費	913,955	8.1	995,916	8.9	1,099,720	10.0	1,189,822	9.2
児童福祉施設費	1,038,120	9.2	1,542,155	13.7	1,057,354	9.6	1,146,287	8.9
公衆衛生総務費	63,052	0.6	62,609	0.6	65,473	0.6	66,644	0.5
精 神 保 健 費	110,756	1.0	140,095	1.2	162,791	1.5	167,542	1.3
計	11,284,062	100.0	11,218,717	100.0	10,973,118	100.0	12,891,790	100.0

3 県内の障害者（身体・知的・精神）の状況について

令和4年3月31日現在

障害者数（身体・知的・精神）

区 分	25	26	27	28	29	30	元	2	3
身体障害	57,215	56,371	55,299	54,316	53,400	52,628	51,460	50,540	49,096
知的障害	8,384	8,432	8,561	8,687	8,757	8,927	8,975	9,094	9,155
精神障害	25,190	25,758	26,504	27,004	27,760	28,262	28,596	29,845	30,241
合 計 (指数)	90,789 (100.0)	90,561 (99.7)	90,364 (99.5)	90,007 (99.1)	89,917 (99.0)	89,817 (98.9)	89,031 (98.1)	89,479 (98.6)	88,492 (97.5)

※身体障害者及び知的障害者数は市町村、精神障害者数は保健所からの回答を集計。

身体障害者（児・者）

①等級別内訳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
人数	14,269	7,636	9,569	11,761	2,875	2,986	49,096
割合	29.1	15.6	19.5	24.0	5.9	6.1	100.0

②障害種別内訳

	視覚	聴覚	平衡機能	音そしゃく	肢体	心臓	じん臓	呼吸器	直腸ぼうこう
人数	2,765	4,139	38	564	27,220	8,387	2,625	984	2,181
割合	5.63	8.43	0.08	1.15	55.44	17.08	5.35	2.00	4.44
						小腸	免疫	肝臓	合計
						40	45	108	49,096
						0.08	0.09	0.22	100.0

知的障害者（者・児）

①障害程度別の状況

区 分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
総 数	2,812	1,894	2,816	1,203	430	9,155
施設利用	1,208	1,161	2,339	982	273	5,963
在 宅	1,604	733	477	221	157	3,192

②手帳所持者の状況

区 分	A	B	計
18歳以上	4,076	3,764	7,840
18歳未満	378	851	1,229
計	4,454	4,615	9,069

精神障害者

①入院・在宅別

入 院		在 宅		計
措置	医療保護	公費負担 通院	その他（任意 入院含む）	
6	2,226	15,606	12,403	30,241
2,232		28,009		

②手帳所持者の状況

1級	2級	3級	合計
1,885	4,748	1,450	8,083

4 障害福祉サービス提供基盤（令和4年4月1日現在）

※障害福祉事業所一覧については、秋田県公式サイト 美の国あきたネットをご覧ください。

部署別一覧 — 健康福祉部 —

障害福祉課 — 三障害関連 — お知らせ — 指定障害福祉サービス事業所等一覧
(<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/18864>)

（1）障害者関係

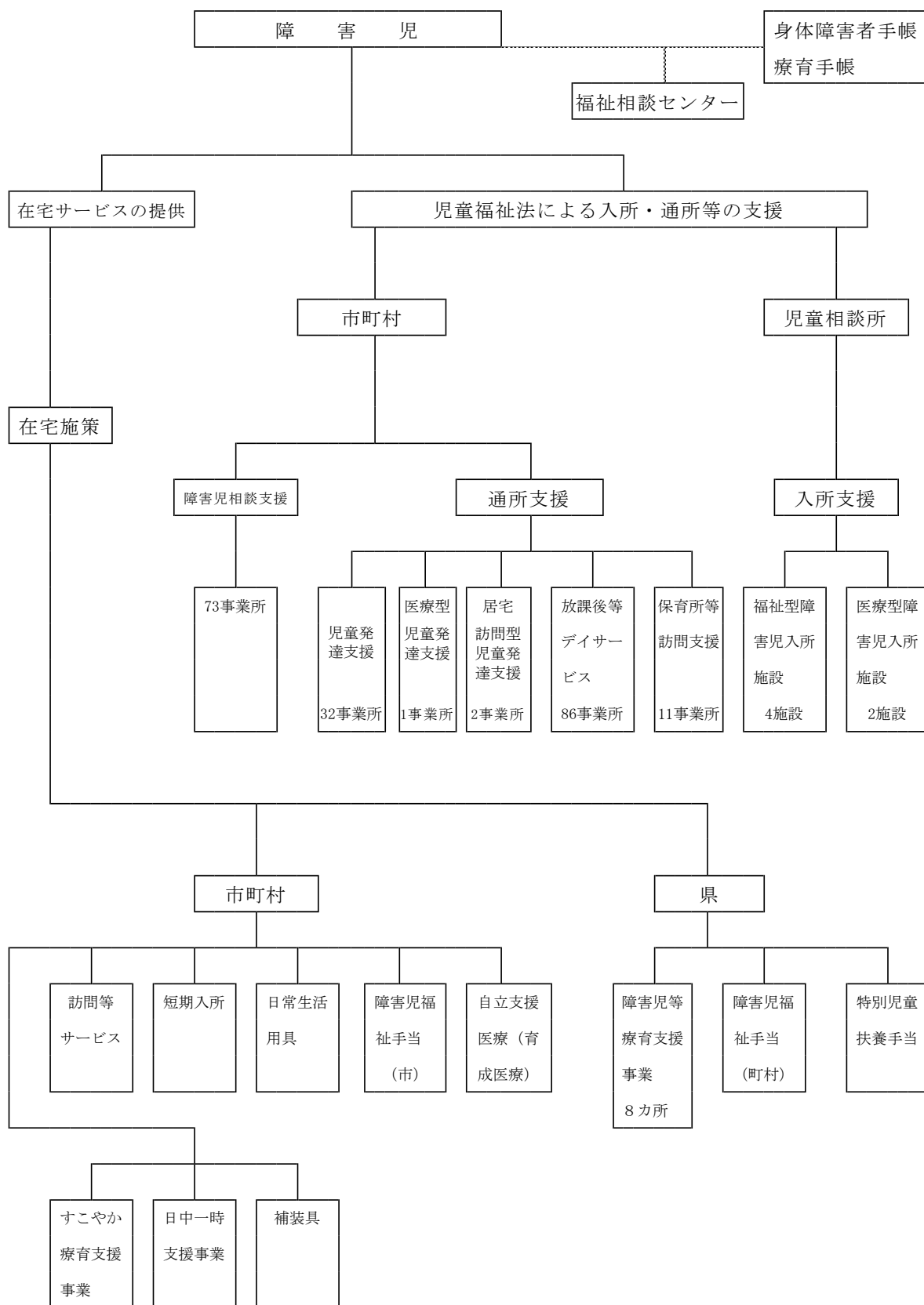
①障害者総合支援法関係

精神障害者 知的障害者 身体障害者 難病患者等	居宅介護	147 事業所
	重度訪問介護	121 事業所
	同行援護	28 事業所
	行動援護	11 事業所
	重度障害者等包括支援	0 事業所
	短期入所	107 事業所
	生活介護	152 事業所
	自立訓練（機能訓練）	21 事業所
	自立訓練（生活訓練）	21 事業所
	就労移行支援	10 事業所
	就労継続支援（A型）	24 事業所
	就労継続支援（B型）	136 事業所
	就労定着支援	5 事業所
	自立生活援助	2 事業所
	療養介護	3 事業所
	施設入所支援	45 事業所
	宿泊型自立訓練	8 事業所
	共同生活援助	94 事業所
	計画相談支援	93 事業所
	地域移行支援	40 事業所
	地域定着支援	40 事業所

②その他

身体障害者	点字図書館	1 か所
	聴覚障害者支援センター	1 か所

(2) 障害児関係



5 障害者の施策概要

(1) 障害者総合支援法「地域生活支援事業関係」

事業名	内 容	実施主体
【必須事業】 理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を実施する。 ・教室等開催 ・事業所訪問 ・広報活動 等	市町村
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。 ・ピアサポート ・災害対策 ・孤立防止活動支援 ・社会活動支援 ・ボランティア活動支援	市町村
相談支援事業	専門職員を市町村に配置することにより、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者などに対する専門的な指導、助言等を行う。 ・基幹相談支援センター等機能強化事業 ・住宅入居等支援事業 ・障害者相談支援事業	市町村
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、その権利擁護を図るため、成年後見人の報酬等の一部の費用について助成を行う。	市町村
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。	市町村
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行う。 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業	市町村
日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を行う。 ・介護・訓練支援用具 ：特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等	市町村

事業名	内 容	実施主体
	・自立生活支援用具 ：入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具 ・在宅療養等支援用具 ：電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具 ・情報・意思疎通支援用具 ：点字器、人工喉頭その他の障害者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具 ・排泄管理支援用具 ：ストーマ装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品 ・居宅生活動作補助用具 ：障害者の居宅生活動作を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進や、市町村の広報活動の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成する。	市町村
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。 個別支援型 ：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援 グループ支援型 ：複数の障害者等への同時支援 車両移送型 ：福祉バス等車両の巡回による送迎支援	市町村
地域活動支援セ ンター機能強化 事業	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化する。 I 型 ：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施 II 型 ：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施 III 型 ：創作活動、交流等（地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上であること）	市町村
発達障害者支援 センター運営事 業	発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等との連携強化等	県

事業名	内 容	実施主体
	により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。	
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	県に高次脳機能障害者への支援を行うための拠点機関を設置し、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、高次脳機能障害者への支援を強化する。	県
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。	県
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成する。	県
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにする。 手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣する。	県
相談支援体制整備事業	県障がい者総合支援協議会に相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築等に向けた広域的な支援を行い、県内における相談支援体制の整備を推進する。	県
【任意事業】 日常生活支援	障害者等の日常生活を支援する。 ・福祉ホームの運営 ・訪問入浴サービス ・生活訓練等 ・日中一時支援 ・地域移行のための安心生活支援 ・巡回支援専門員整備 ・相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 ・協議会における地域資源の開発、利用促進等の支援 ・児童発達支援センターの機能強化 ・地域生活定着支援センターとの連携強化事業	市町村

事業名	内 容	実施主体
社会参加支援	障害者等の社会参加を促進する。 ・レクリエーション活動等支援 ・芸術文化活動振興 ・点字・声の広報等発行事業 ・奉仕員養成研修事業 ・複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 ・家庭・教育・福祉連携推進事業	市町村
就業・就労支援	障害者等の就労を支援する。 ・盲人ホームの運営 ・更生訓練費 ・知的障害者職親委託	市町村
サービス・相談 支援者、指導者 育成事業	・障害支援区分認定調査員等研修事業 ・相談支援従事者研修事業 ・サービス管理責任者等研修事業 ・同行援護従業者養成研修事業 ・精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業	県
日常生活支援	・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業 ・音声機能障害者発声訓練事業	県
社会参加支援	・手話通訳者設置 ・字幕入り映像ライブラリーの提供 ・点字による即時情報ネットワーク ・社会参加推進センター運営 ・奉仕員養成研修 ・レクリエーション活動等支援 ・芸術文化活動振興	県
就業・就労支援	・就労移行等連携調整事業	県
重度障害者に係 る市町村特別支 援	訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、一定の財政支援を行う。	県
地域生活支援促 進事業	上記事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図る。 ・障害者虐待防止対策支援事業 ・障害者就業・生活支援センター事業	県・市町村

事業名	内 容	実施主体
	・工賃向上計画支援等事業 ・医療的ケア児等総合支援事業 ・強度行動障害支援者養成研修事業 ・成年後見制度普及啓発事業 ・「心のバリアフリー」推進事業 ・身体障害者補助犬育成促進事業 ・発達障害児者及び家族等支援事業 ・特別促進事業	

(2) 障害者総合支援法「自立支援医療費」

事業名	内 容	実施主体
自立支援医療費	障害児・者が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であり、指定自立支援医療機関から受けた場合に支給される。 ①育成医療 身体に障害のある児童に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療 ②更生医療 身体障害者に対して行われるその更生のために必要な医療 ③精神通院医療 精神障害者に対し、本人が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療	市町村 市町村 県

(3) 補装具費の実施状況

事業名	内 容	実施主体
補装具費	障害児・者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものについて、購入又は修理に対して支給される。 ○補装具の種目 義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置	市町村

(4) その他

事業名	内 容	実施主体
特別障害者手当	20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に支給する。 1人月額 27,300円	県・市
障害児福祉手当	20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害者に支給する。 1人月額 14,850円	県・市
福祉手当	昭和50年の改正法施行の際、20歳以上の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者に支給する。 1人月額 14,850円	県・市
身体障害者相談員	身体障害者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行う。 令和4年4月1日現在 109人（内秋田市28人）	市町村
知的障害者相談員	知的障害者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行う。 令和4年4月1日現在 48人（内秋田市 5人）	市町村

第2 身体障害者の状況

秋田県における身体障害者の人数は、令和4年3月末現在で49,096人となっており、平成29年の53,400人を100とすると91.9となっている。

内容別に見ると疾病を理由とする者（骨関節疾患、脳血管疾患、心臓疾患等）及び業務災害による者、交通事故による者等となっている。

障害の複雑化・重度化、高齢化とともに障害者のニーズが多様化する中で、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者総合支援法による障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業など、各種施策の充実に努めている。

1 身体障害者の現況

①身体障害者数

(各年度3月末現在)

区 分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者数（人）	53,400	52,628	51,460	50,540	49,096
指 数	100.0	98.6	96.4	94.6	91.9

②障害別・年齢別身体障害者数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	0～17歳	18～59歳	60歳以上
総 数	49,096	493	6,083	42,520
視覚障害	2,765	20	372	2,373
聴覚障害	4,139	53	414	3,672
平衡機能障害	38	0	10	28
音声言語・そしゃく機能障害	564	1	93	470
肢体不自由	27,220	275	3,496	23,449
心臓機能障害	8,387	91	658	7,638
じん臓機能障害	2,625	4	652	1,969
呼吸機能障害	984	23	49	912
ぼうこう・直腸機能障害	2,181	15	238	1,928
小腸機能障害	40	5	24	11
免疫機能障害	45	0	33	12
肝臓機能障害	108	6	44	58

③ 障害別・等級別身体障害者数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
総 数	49,096	14,269	7,636	9,569	11,761	2,875	2,986
視覚障害	2,765	858	845	219	233	394	216
聴覚障害	4,139	161	742	472	1,296	14	1,454
平衡機能障害	38	0	1	20	0	17	0
音声言語・そしゃく機能障害	564	13	34	322	195	0	0
肢体不自由	27,220	4,731	5,866	5,866	6,991	2,450	1,316
心臓機能障害	8,387	5,911	80	1,751	645	0	0
じん臓機能障害	2,625	2,374	7	196	48	0	0
呼吸機能障害	984	133	17	603	231	0	0
ぼうこう・直腸機能障害	2,181	5	2	87	2,087	0	0
小腸機能障害	40	19	0	1	20	0	0
免疫機能障害	45	7	21	14	3	0	0
肝臓機能障害	108	57	21	18	12	0	0

2 在宅対策の状況

①特別障害者手当等受給者数及び給付状況

区 分		2 9 年度	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度
県分	人数 (人)	3,410	3,245	3,009	2,795	2,588
	給付額 (千円)	84,255	80,927	75,706	71,315	66,717
市分	人数 (人)	20,911	19,806	19,202	18,878	18,024
	給付額 (千円)	478,546	453,717	446,130	442,010	423,062
合計	人数 (人)	24,321	23,051	22,211	21,673	20,612
	給付額 (千円)	562,800	534,644	521,836	513,325	489,779

(年度実績及び年延給付件数)

②日常生活用具給付件数及び給付状況

区 分	2 9 年度	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度
給付件数 (件)	24,442	24,959	24,352	27,267	26,958
給付額 (千円)	65,936	66,857	69,635	69,510	68,548

③障害者補装具の給付状況

区 分	2 9 年度	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度
給付件数 (件)	1,814	1,839	1,937	1,946	1,774
給付額 (千円)	34,907	35,684	45,895	43,437	39,663

④自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付状況

	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
給付額 (千円)	更生医療	190,499	194,326	197,017	196,697	194,416
	育成医療	3,562	3,457	3,131	2,424	2,388

3 身体障害者相談員の配置（令和4年4月1日現在）

(人)

市 部												郡 部													
秋 田 市	能 代 市	横 手 市	大 館 市	男 鹿 市	湯 沢 市	鹿 角 市	由 利 本 荘 市	潟 上 市	大 仙 市	北 秋 田 市	に か ほ 市	仙 北 市	小 坂 町	上 小 阿 仁 村	藤 里 町	三 種 町	八 峰 町	五 城 目 町	八 郎 潟 町	井 川 町	大 潟 村	美 郷 町	羽 後 町	東 成 瀬 村	合 計
28	9	-	8	6	-	4	8	6	8	4	-	7	2	1	-	4	2	3	2	1	1	1	3	1	109

第3 心身障害児の状況

秋田県における知的障害児の数は、令和4年3月末で1,314人で前年度の1,348人に比べ34人（2.5%）の減となっている。また、平成23年度を100（1,299人）とすると、その指数は101.2となっている。

程度別にみると、軽・中度の全体に占める割合は70.5%（927人）、重度・最重度は24.0%（316人）、重症心身は5.4%（71人）となっている。

1 心身障害児の現況

①知的障害児の現況

（令和4年3月31日現在）（単位：人）

区 分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
人員	709	218	185	131	71	1,314
内 福祉サービス利用	316	130	151	94	58	749
訳 その他（在宅等）	393	88	34	37	13	565

②身体障害者手帳交付児童数

（令和4年3月31日現在）（単位：人）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
視覚障害	5	5	2	2	5	1	20
聴覚平衡機能障害	2	24	9	3	0	15	53
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	85	142	18	13	2	15	275
内部障害	78	1	31	34	0	0	144
計	170	172	61	52	7	31	493

③知的障害児の推移

程度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
知 軽 度	524	561	619	695	735	795	810	807	753	749	709
的 中 度	241	254	265	244	241	230	230	251	217	223	218
障 重 度	278	264	264	237	221	206	208	177	178	170	185
害 最重度	136	147	143	170	156	123	120	118	121	130	131
児 重症心	120	114	128	89	89	102	95	100	89	76	71
計	1,299	1,340	1,419	1,435	1,442	1,456	1,463	1,453	1,358	1,348	1,314

2 早期療育対策

①乳児及び3歳児健康診査の状況

(単位：人、%)

年 度	乳児健康診査（3～4ヵ月）					3歳児健康診査					
	対 象 人 員	受 診 人 員	受診率	有所見 者 数	有 所 見 率	対 象 人 員	受 診 人 員	受診率	有所見 者 数	有所見 率	精密検 査受診 者 数
29	5,417	5,324	98.3	724	13.6	6,148	5,972	97.1	1,564	26.2	446
30	5,059	4,997	98.8	1,095	21.9	5,924	5,826	98.3	1,711	29.4	367
元	4,643	4,595	99.0	963	21.0	5,521	5,393	97.7	1,526	28.3	308
2	4,111	4,023	97.9	778	19.3	5,416	5,070	93.6	1,369	27.0	318
3	4,337	4,249	98.0	892	21.0	5,534	5,148	93.0	1,389	27.0	318

(資料：保健・疾病対策課)

②1歳6か月児健康診査の状況

(単位：人、%)

年 度	対象人員	受診人員	受診率	有所見者数	有所見率
29	5,800	5,682	98.0	1,267	22.3
30	5,521	5,450	98.7	1,249	22.9
元	4,839	4,779	98.8	947	19.8
2	4,876	4,687	96.1	896	19.1
3	4,939	4,681	94.8	947	20.2

(資料：保健・疾病対策課)

3 在宅療育対策

在宅障害児とその保護者に対して、相談・助言・療育指導を行うほか、ホームヘルパーの派遣、補装具や日常生活用具の給付、自立支援医療（育成医療）、障害児（者）短期入所事業等のサービスが行われている。

（１）児童相談所における心身障害相談別受付件数

相談種類別件数

（単位：件）

年 度	保健	肢体不自由	視覚・聴覚・ 言語障害	重症心身障害	知的障害	発達障害等
2 8	42	19	200	1	492	19
2 9	32	16	238	4	464	24
3 0	26	14	189	6	501	21
元	13	14	211	6	517	21
2	8	15	161	2	483	14
3	5	15	174	6	514	16

（２）自立支援医療（育成医療）給付及び市町村補助状況

（単位：人）

区分 年度	医 療 費							移送費 (再掲)
	肢体不 自由	視覚障害	聴覚・ 平衡機 能障害	音声・ 言語機 能障害	心臓障 害	その他 内臓疾 患 ほか	計	
2 9	53	15	8	71	52	29	228	-
3 0	49	11	15	67	61	31	234	-
元	44	8	11	73	76	24	236	-
2	36	12	4	67	51	21	191	-
3	20	9	3	60	44	28	164	-

※ 2 5 年度から秋田市分を含む。

（３）補装具の給付状況（児童分）

（単位：件、千円）

区 分	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度
給 付 件 数	239	251	226	182
給 付 額	10, 490	10, 848	9, 792	7, 196

（４）中・軽度難聴児補聴器購入費助成事業（単位：人、千円）

区 分	2 年度	3 年度
給 付 件 数	3 9 人（7 2 件）	2 9 人（5 4 件）
給 付 額	8 2 2	7 1 5

（資料：保健・疾病対策課）

4 施設対策

(1) 障害児施設

施設の種類	内 容	窓 口
福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。	福祉事務所 児童相談所
医療型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。	

(2) 障害児施設の入所状況（県内）

①福祉型障害児入所施設

（令和4年4月1日現在）

施 設 名	設 置 主 体	所 在 地	定 員	現 員	備 考
東山学園	(福) 花輪ふくし会	鹿角市花輪	人 20(児のみ) 重度棟13 一般棟 7	人 15	昭和40年4月認可
大野岱吉野学園	(福) 県北報公会	北秋田市七日市	10(児のみ) 一般棟10	8	昭和44年4月認可
若竹学園	(福) 秋田県厚生協会	秋田市御所野	30(児のみ) 重度棟15 一般棟15	30	昭和39年4月認可
阿桜園	(福) 秋田県社会福祉 事業団	横手市赤坂	5(児のみ)	5	昭和39年4月設置

②医療型障害児入所施設

(旧肢体不自由児施設 旧重症心身障害児施設)

(令和4年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員	現員	備考
秋田県立医療療育センター	秋田県	秋田市上北手 旧肢体不自由児施設 旧重症心身障害児施設 (児者併設)	人 60 40	人 13 27	平成22年4月開設
あきた病院	独立行政法人 国立病院機構	由利本荘市 岩城	160 (児者併設)	1	平成15年11月認可

(3) 障害児施設の入所状況 (県外)

①医療型障害児入所施設

(令和4年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員	現員	備考
岩手県立医療療育センター (肢体不自由)	岩手県	岩手県 矢巾町	人 60	人 1	昭和32年12月設置

第4 知的障害者の状況

秋田県における18歳以上の知的障害者の数は、令和4年3月末現在7,841人で前年度に比べ95人の増となっている。また、平成23年（6,577人）を100とした指数は、119.2となっている。

程度別にみると、軽・中度の全体に占める割合は48.2%（3,779人）、重度・最重度47.2%（3,703人）、重症心身は4.6%（359人）となっており、重度化傾向にある。

1 知的障害者の現況 （令和4年3月31日）（単位：人）

区 分		軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
人 員		2,103	1,676	2,631	1,072	359	7,841
内 訳	障害福祉サービスの利用者	892	1,031	2,188	888	215	5,214
	その他（在宅等）	1,211	645	443	184	144	2,627

2 施設入所者の状況（各年度3月末現在）

障害者支援施設（更生＋授産） （単位：人）

年度	17歳以下	18・19歳	20～29歳	30～39歳	40～59歳	60歳以上	計
H27	－	25	155	238	762	921	2,101
H28	－	25	137	231	719	904	2,016
H29	－	19	143	197	649	871	1,879
H30	－	14	128	179	663	908	1,892
R元	－	23	132	191	683	923	1,952
R2	－	23	141	184	675	969	1,992
R3	－	18	126	170	669	960	1,943

3 知的障害者相談員の配置 （令和4年4月1日現在）

（単位：人）

市 部												郡 部													
秋田 市	能代 市	横手 市	大館 市	男鹿 市	湯沢 市	鹿角 市	由利本 荘市	潟上 市	大仙 市	北秋 田市	にか ほ市	仙北 市	小坂 町	上小 阿仁 村	藤里 町	三種 町	八峰 町	五城 目町	八郎 潟町	井川 町	大潟 村	美郷 町	羽後 町	東成 瀬村	合 計
5	3	－	4	2	－	3	8	3	4	5	－	2	1	1	－	2	－	1	1	－	－	1	1	1	48

第5 精神障害者の保健福祉

1 精神障害者の状況

秋田県における精神障害者数は、令和4年3月末現在で30,241人で、人口万対比320.1人となっている。

(1) 精神障害者等の現況

(令和4年3月31日現在)

2次医療圏	人口 R3. 10. 1 (注1) 人	精神障害者数 (注2) 下段:人口万対	内 訳				病院数	病床数 (指定病床数)	人口万対病床数	在院患者数 (注3) 下段:人口万対
			措置入院患者数	医療保護入院患者数	自立支援医療患者数	その他				
大館	101,248	2,666	0	116	1,855	695	3	324	32.0	251
鹿角		263.4						(5)		24.8
北秋田	31,460	845	0	44	613	188	2	135	42.9	135
		268.6						(0)		43.0
能代	73,006	1,751	1	88	1,082	580	2	270	37.0	180
山本		239.9						(4)		24.7
秋田	382,801	12,403	2	1,099	6,241	5,061	10	1,833	47.9	1,674
周辺		324.1						(23)		43.8
由利本荘	96,630	3,198	1	242	1,461	1,494	2	336	34.8	305
にかほ		331.0						(6)		31.6
大仙	118,535	4,272	1	294	1,941	2,036	4	440	37.1	386
仙北		360.4						(3)		32.6
横手	83,975	2,964	1	192	1,435	1,336	1	273	32.5	240
		353.0						(5)		28.6
湯沢	57,247	2,142	0	151	978	1,013	1	170	29.7	106
雄勝		374.2						(0)		18.6
県計	944,874	30,241	6	2,226	15,606	12,403	25	3,781	40.0	3,277
	944,902	320.1						(46)		34.7

(注1) 令和3年秋田県年齢別人口流動調査報告書より

(注2) 精神障害者数: 保健所実績報告による

(注3) 在院患者数: 精神科病院年度報による

※秋田県における精神障害者は次のとおりとする。(法: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

①法第20条(任意入院)、法第29条(措置入院)、法第33条(医療保護入院)、法第33条の7

(応急入院)により入院している者

②法第22条から26条の3の規定により、申請、通報、届出があり精神保健指定医の診察の結果、精神障害者と診断された者

③障害者総合支援法第58条の規定により、自立支援医療費の支給を受けている者

④法第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

⑤以上のほか関係機関などの情報に基づき、調査の結果精神障害者と認められた者

(2) 精神障害者数の推移

年 度 病 類	20	28	29	30	元	2	3
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	7,405	8,435	8,459	8,248	7,990	8,243	7,857
気分（感情）障害	3,400	6,136	6,417	6,601	6,686	6,942	7,273
てんかん	1,613	1,931	1,949	1,993	2,036	2,149	2,146
症状性を含む脳器質性精神障害	4,032	5,720	5,816	5,859	6,138	6,329	6,319
精神作用物質による精神及び行動の障害	827	865	864	862	849	857	825
精神遅滞	799	1,001	1,002	995	973	1,004	1,002
神経性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	791	1,733	1,859	1,981	2,014	2,155	2,369
その他	705	1,183	1,393	1,723	1,910	2,166	2,450
総 数	19,572	27,004	27,759	28,262	28,596	29,845	30,241

「保健所実績報告」による

(3) 在宅精神障害者の状況（病類、年齢別）

(令和4年3月31日現在)

病名区分	在宅 者計 人	内 訳		計						総計
		自立支援医療 受給者	その他(任意入 院含む)	18歳 未満	18歳 ～ 19歳	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上		
F2統合失調症、統合失調型障害 及び妄想性障害	6,979	5,060	1,919	18	24	1,244	3,673	2,020	6,979	
F3気分(感情)障害	7,157	4,549	2,608	8	24	1,514	3,484	2,127	7,157	
G40てんかん	2,141	1,591	550	125	74	770	748	424	2,141	
F0症状性を含む器質性精神障害	5,211	611	4,600	1	0	53	366	4,791	5,211	
F00アルツハイマー病 型認知症	3,697	349	3,348	1	0	14	153	3,529	3,697	
F01血管性認知症	377	29	348	0	0	0	14	363	377	
F02-09上記以外の症状性を含む器 質性精神障害	1,137	233	904	0	0	39	199	899	1,137	
F1精神作用物質Iによる精神及び 行動の障害	789	269	520	0	1	51	359	378	789	
F10アルコール使用による精神及び 行動の障害	719	244	475	0	1	35	321	362	719	
覚せい剤による精神及び行動の障 害	26	10	16	0	0	2	21	3	26	
アルコール、覚せい剤を除く精神作 用物質使用による精神及び行動の 障害	44	15	29	0	0	14	17	13	44	
F7精神遅滞	958	650	308	8	8	247	442	253	958	
F6成人の人格及び行動の障害	164	77	87	1	3	63	78	19	164	
F4神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害	2,352	1,509	843	24	23	835	1,108	362	2,352	
F5生理的障害及び身体的要因 に関連した行動症候群	92	46	46	10	4	45	25	8	92	
F8心理的発達の障害	1,414	825	589	194	88	866	258	8	1,414	
F9小児期及び青年期に通常発 症する行動及び情緒の障害及び 特定不能の精神障害	665	415	250	64	30	416	148	7	665	
その他	87	4	83	6	1	29	23	28	87	
合 計	28,009	15,606	12,403	459	280	6,133	10,712	10,425	28,009	

※その他には任意入院も含む。

「保健所実績報告」による

(4) 入院患者数の推移

(各年度3月末現在)

第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類(ICD10)による病類区分	統合失調症、総合失調症型障害及び妄想性障害(F2)	気分(感情)障害(F3)	てんかん(G40)	症状性を含む器質性精神障害(F0)	精神作用物質による精神及び行動の障害(F1)	精神遅滞(F7)	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(F4)	その他	計人
年度									
22	1,994	335	75	1,022	153	131	96	24	3,830
23	1,902	354	74	989	150	116	99	41	3,725
24	1,839	359	76	985	146	113	100	38	3,656
25	1,792	337	67	1,045	135	110	82	37	3,605
26	1,821	299	59	1,095	122	108	71	32	3,607
27	1,774	296	56	1,060	128	96	78	41	3,529
28	1,703	305	53	1,046	132	78	66	45	3,428
29	1,706	256	56	1,066	109	78	67	41	3,379
30	1,678	279	45	1,086	112	79	66	64	3,409
元	1,584	260	50	1,100	100	90	70	48	3,302
2	1,525	274	50	1,227	107	80	65	37	3,365
3	1,460	251	41	1,273	78	79	54	41	3,277

「精神科病院年度報」による

2 精神科医療対策

(1) 精神科病院の概要

年 度	人口 10月 1 日 (千人)	病院数			病床数			入院患者数		医師数※ ³			看護職員数※ ⁴				
		単 科	一 般	合 計	精神 病床 ※ ¹	人口 万 対 病床 数	指定 病床	在 院 患 者 数 ※ ²	病床 利用 率	常 勤	非 常 勤	計	看 護 師	准 看 護 師	看 護 助 手	計	
					(床)	(床)	(床)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
20	1, 109	16	11	27	4, 350	39	67	3, 834	88	118	137	255	935	565	432	1, 932	
21	1, 097	16	11	27	4, 303	39	67	3, 845	89	119	117	236	755	481	447	1, 683	
22	1, 086	16	10	26	4, 243	39	67	3, 830	90	119	127	246	768	493	486	1, 747	
23	1, 077	16	9	25	4, 152	39	63	3, 725	90	109	126	235	791	472	454	1, 717	
24	1, 063	16	9	25	4, 102	39	63	3, 656	89	120	155	275	849	516	535	1, 900	
25	1, 050	16	9	25	4, 080	39	63	3, 605	88	119	142	261	835	469	570	1, 874	
26	1, 037	16	9	25	4, 080	39	48	3, 607	88	129	159	288	888	467	611	1, 966	
27	1, 023	16	9	25	4, 053	40	48	3, 529	87	122	173	295	864	442	525	1, 831	
28	1, 009	16	9	25	4, 040	40	48	3, 428	85	119	171	290	873	411	487	1, 771	
29	995	16	9	25	3, 973	39. 9	48	3, 379	85. 0	111	21. 7	132. 7	1338. 1 ----- (常勤：1, 296. 0 非常勤：42. 1)		/		1, 338. 1
30	981	16	9	25	3, 943	40. 2	48	3, 409	86. 5	111	31. 5	142. 5	1376. 1 ----- (常勤：1, 328. 0 非常勤：48. 1)				1, 376. 1
元	966	16	9	25	3, 915	40. 5	48	3, 302	84. 3	115	20. 2	135. 2	1121. 0 ----- (常勤：1, 092. 0 非常勤：29. 0)				1, 121. 0
2	952	16	9	25	3, 877	40. 7	48	3, 365	86. 8	114	16. 5	130. 5	1104. 4 ----- (常勤：1075. 0 非常勤：29. 4)				1, 104. 4
3	944	16	9	25	3, 857	40. 9	48	3, 277	85. 0	※公開日現在、未公開。							

※1, 2 「精神科病院年度報」による

※3, 4 「精神保健福祉資料（厚生労働省）」による

※平成29年度より集計内容の変更。

- ・医師数について、非常勤は実員数ではなく常勤換算数として換算。
- ・看護職員数について、看護師及び准看護師のうち、常勤数と常勤換算した非常勤数で公表。本表では、常勤数と非常勤数の合計を掲載。

(2) 精神障害者の保護申請、通報等の状況

令和3年度において、警察官、検察官、矯正施設の長等から、精神障害者（疑いを含む）であるとして、診察及び保護の申請及び通報があったものは124件、うち精神保健指定医2名の診察の結果、措置入院となった者は49人であった。

診察等区分 年度		申請 通報 件数 A	診察を受けた者			診察の 必要が ないと 認めた もの	調査 診察 不能等	診察実 施率 B／A (%)	該当率 C／A (%)	
			精神障害者		精神障 害でな かった もの					計
			法29条 該当 C	法29条 非該当						
1 0		34	11	6	0	17	17	0	50.0	32.4
1 5		36	14	8	0	22	14	0	61.1	38.9
2 0		48	17	9	0	26	11	0	54.2	35.4
2 5		45	13	14	0	27	18	0	60.0	28.9
2 9		71	22	16	0	38	33	4	53.5	31.0
3 0		102	44	21	0	65	34	0	63.7	43.1
元		82	32	19	0	51	26	2	62.2	39.0
2		142	68	26	0	94	45	4	66.2	47.9
3		124	49	17	0	66	56	2	53.2	39.5
令和3 年度申 請・通 報者	一般からの申請	5	1	0	0	1	4	0	20.0	20.0
	警察官からの通報	86	46	16	0	62	24	0	72.1	53.5
	検察官からの通報	10	1	0	0	1	8	1	10.0	10.0
	保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	矯正施設の長からの通報	23	1	1	0	2	20	1	8.7	4.3
	精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0

(3) 精神医療審査会

昭和63年7月に精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院並びに医療保護入院者及び措置入院者の入院継続の要否の審査を行っているほか、精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院請求、処遇改善請求が出された場合も入院継続について審査している。

①令和3年度審査状況

(単位：件)

区 分	届 出 等 の 件 数	審査 件数	審 査 結 果					取下・ 要件 消失	審査中	未審査
			入院等は 適当	他の入院 形態への 移行が適 当	入院継続 不要	入院又 は処遇 は不適 当	計			
医療保護入院時の届出 (法第33条第1項・第3 項)	2,314	2,314	2,314				2,314			
定期 の 報 告	措置入院者	7	7	7			7			
	医療保護入院者	1,362	1,362	1,362			1,362			
退 院 の 請 求	措置入院者	9	6	6			6	3		
	医療保護入院者	42	30	30			30	10	2	
処 遇 改 善 請 求	措置入院者	2	1	1			1	1		
	医療保護入院者	4	3	3			3	1		
	任意入院者									
合 計		3,740	3,723	3,723			3,723	15	2	

※衛生行政報告例の積算方法で計上。そのため「届出等の件数」欄と「審査件数」欄は一致しない。

②年度別審査件数・結果不適件数

(単位：件)

年度	医療保護 入院届	定期病状報告書			退院請求等（取り下げは含まない）							
		措 置 入院者		医療保護 入院者	退院請求				処遇改善請求			
		不適	不適	不適	措置 入院	不適	医療保護 入院	不適	措置 入院	不適	医療保護 入院	不適
29	2,434		10	1,235			23					
30	2,325		1	1,292	2		36				4	
元	2,332		7	1,290	5		23		1		2	
2	2,200		7	1,321	4		32		1		7	
3	2,314		7	1,362	6		30		1		3	

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

平成7年10月から交付が開始された精神障害者保健福祉手帳は、手帳の交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

(令和4年3月31日現在)

保 健 所	交付件数		1 級		2 級		3 級	
		R2年度		R2年度		R2年度		R2年度
大 館	1,002	980	199	220	627	609	176	151
北 秋 田	295	286	95	94	158	145	42	47
能 代	683	669	190	177	387	392	106	100
秋田中央	614	640	192	204	327	341	95	95
由利本荘	735	643	153	124	454	409	128	110
大 仙	682	709	141	141	401	433	140	135
横 手	660	620	132	128	424	393	104	99
湯 沢	469	450	102	100	296	284	71	66
秋 田 市	2,943	2,766	681	636	1,674	1,558	588	572
合 計	8,083	7,763	1,885	1,824	4,748	4,564	1,450	1,375
令和4年3月末精神障害者数			30,241 人		手帳普及率		26.7%	

(5) 措置入院医療費、自立支援医療費（精神通院医療）の公費負担額

年度	措置入院医療費			精神通院医療費		
	支払件数	支払額（円）	1件当たり（円）	支払件数	支払額（円）	1件当たり（円）
11	330	27,984,559	84,801	70,767	592,199,004	8,368
15	203	24,563,332	121,002	98,836	754,181,282	7,631
20	161	15,430,929	95,844	145,395	1,074,342,075	7,389
28	61	7,949,039	130,312	219,186	1,450,353,084	6,617
29	93	15,579,695	167,524	227,485	1,484,393,771	6,525
30	90	19,366,541	215,184	236,557	1,463,056,978	6,185
元	120	25,238,674	210,322	243,081	1,467,301,508	6,036
2	176	34,737,504	197,372	248,175	1,446,274,683	5,828
3	143	23,968,116	167,609	259,590	1,518,893,836	5,852

3 地域精神保健福祉対策

※「保健所実績報告」による

保健所は、地域における第一線の行政機関として関係機関と連絡調整しながら精神障害者の早期発見、早期治療、社会復帰などの援助を行うため、相談及び訪問指導を行っているほか、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行っている。

(1) 保健所における精神保健相談状況（令和3年度）

【相談実人員】

（単位：人）

		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
A 社会復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	その他	0	3	1	3	4	1	0	0	1	13
	計	0	3	1	4	4	1	0	0	2	15
B	高齢者精神保健関連	2	7	3	11	6	3	6	0	43	81
C	アルコール関連	4	4	7	3	27	18	7	6	12	88
D	薬物関連	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
E	ギャンブル関連	2	0	0	1	2	0	1	1	1	8
F	ゲーム関連	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
G	思春期精神保健関連	1	0	0	1	3	2	5	0	12	24
H	心の健康づくり ※1	8	13	10	24	21	15	11	8	98	208
I	その他	48	13	45	90	40	76	46	28	287	673
	（治療中断者に関するものの再掲）	(0)	(1)	(0)	(1)	(3)	(7)	(2)	(0)	(16)	(30)
	総計	65	41	66	135	103	115	77	43	457	1,102
	（再掲）ひきこもり関連 ※2	(3)	(1)	(1)	(4)	(10)	(3)	(6)	(1)	(6)	(35)

【相談延人員】

		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
A 社会復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	その他	0	19	1	3	22	16	0	0	1	62
	計	0	19	1	4	22	16	0	0	2	64
B	高齢者精神保健関連	2	11	4	36	8	208	20	0	138	427
C	アルコール関連	4	18	20	4	107	157	15	7	55	387
D	薬物関連	0	0	0	3	0	0	0	0	19	22
E	ギャンブル関連	3	0	0	1	3	0	9	2	1	19
F	ゲーム関連	0	1	0	0	0	0	6	0	0	7
G	思春期精神保健関連	1	0	0	1	5	2	33	0	26	68
H	心の健康づくり ※1	20	16	116	43	42	46	31	13	240	567
I	その他	289	36	244	466	276	380	220	243	1,535	3,689
	（治療中断者に関するものの再掲）	(0)	(2)	(0)	(9)	(5)	(13)	(8)	(0)	(50)	(87)
	総計	319	101	385	558	463	809	334	265	2,016	5,250
	（再掲）ひきこもり関連 ※2	(3)	(1)	(8)	(6)	(37)	(10)	(24)	(1)	(13)	(103)

※1 「I 心の健康づくり」：社会生活において生じるストレスの増大により、精神疾患に陥らないための心の健康づくりに関する相談など

※2 （再掲）ひきこもり関連：令和2年度分実績報告よりひきこもり関連を全ての相談件数の再掲として集計。

(2) 保健所における精神保健訪問指導状況（令和3年度）

【訪問指導実人員】

（単位

		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市
A 社会復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	8	0	0	0	0	0
B	高齢者精神保健関連	0	1	0	0	0	1	1	0	5
C	アルコール関連	4	0	2	1	12	6	2	1	2
D	薬物関連	0	0	0	0	0	0	0	0	1
E	ギャンブル関連	1	0	0	0	0	0	0	0	0
F	ゲーム関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	思春期精神保健関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H	心の健康づくり ※1	1	1	1	2	3	0	3	0	3
I	その他	13	3	3	5	6	15	16	5	15
	（治療中断者に関するものの再掲）	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(3)	(3)	(0)	(3)
	総計	19	6	6	16	21	22	22	6	26
	（再掲）ひきこもり関連 ※2	(2)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(2)	(0)	(0)

【訪問指導延人員】

		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市
A 社会復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	3	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	15	0	0	0	0	0
B	高齢者精神保健関連	0	1	0	0	0	1	7	0	8
C	アルコール関連	14	0	2	1	32	12	9	6	5
D	薬物関連	0	0	0	0	0	0	0	0	1
E	ギャンブル関連	4	0	0	0	0	0	0	0	0
F	ゲーム関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	思春期精神保健関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H	心の健康づくり ※1	2	1	2	4	4	0	14	0	14
I	その他	73	4	7	5	11	31	26	25	31
	（治療中断者に関するものの再掲）	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(3)	(3)	(0)	(3)
	総計	93	7	11	25	47	44	56	31	59
	（再掲）ひきこもり関連 ※2	(22)	(0)	(0)	(0)	(9)	(0)	(13)	(0)	(0)

※「I 心の健康づくり」：社会生活において生じるストレスの増大により、精神疾患に陥らない心の健康づくりに関する相談及び精神病が疑われるが精神疾患と診断されていないもの

※2（再掲）ひきこもり関連：令和2年度分実績報告よりひきこもり関連を全ての相談件数の再掲で集計。

(3) 精神保健健康教育実施状況（令和3年度）

保健所において、高齢者精神保健、アルコール関連問題をはじめ、ストレスと健康、精神障害者の社会復帰等精神保健福祉について普及を図るため、地域で健康教育を行っている。

保 健 所	高齢者精神 保健教育		アルコール 健康教育		一 般 健康教育		他の普及啓発活動 (地区住民と精神障害者との交流会等)	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
大館	0	0	0	0	0	0	0	0
北秋田	0	0	0	0	0	0	1	14
能代	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田中央	0	0	0	0	0	0	0	0
由利本荘	0	0	1	46	1	21	20	58
大仙	0	0	0	0	0	0	0	0
横手	0	0	0	0	0	0	10	85
湯沢	0	0	0	0	1	24	0	0
秋田市	0	0	1	50	11	633	0	0
計	0	0	2	96	13	678	31	157

(4) 精神障害者社会適応訓練事業実施状況

通常の雇用契約による就労が困難な精神障害者を対象として、社会的自立を動機づけるために、一般の事業所の協力を得て、社会適応訓練等を行ういわゆる職親制度を行った。

事業は平成27年度をもって終了した。

最終年度、秋田中央保健所と由利本荘保健所において2名ずつの対象者がいた。

訓練終了後、由利本荘保健所の2名は訓練事業所との雇用契約につながった。

4 その他

(1) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援

交通事故等による頭部外傷や脳血管障害によって脳を損傷し、記憶障害、遂行機能障害等の認知障害を有し、日常生活や社会生活への適応が困難となる高次脳機能障害者に対する支援が適切に行われ、地域において円滑に生活を送ることができるように、地域における相談支援ネットワーク体制を整備する。

① 支援拠点機関の設置（秋田県高次脳機能障害相談・支援センター）

○所在地 地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

○主な業務 高次脳機能障害者等の支援及び医療の拠点となる支援拠点機関
相談窓口の設置、相談支援事業の実施、
高次脳機能障害者に対する医学的な評価及びリハビリテーション

② 相談支援ネットワーク委員会

○委員構成 社会福祉士等の専門職員、医療関係者等 6名

○主な業務 関係機関の連絡・調整による連携の確保、支援方法の検討、普及啓発

③ 相談支援事業等実績（各年度延べ件数）

（単位：件）

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
309	304	356	334	331

④ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業支援担当職員研修会

高次脳機能障害支援普及事業支援担当者研修（オンライン） 102名参加

(2) ひきこもり支援の状況（相談、社会とのつながり支援（職親）事業）

《ひきこもりの定義》

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態（「こころの健康についての疫学調査に関する研究」平成18年度）

単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる状態。

① ひきこもり相談支援センター

○開設日：平成25年10月1日

○開設時間：毎週月曜日～金曜日の9：00～17：00（相談時間は10：00～16：00）

○設置場所：秋田県精神保健福祉センター内

○運営体制：ひきこもり支援コーディネーターとして専任職員4名（心理職1名、保育士1名、社会福祉士1名）

○業務内容：相談業務 電話、来所による面接相談、個別訪問による支援
連絡協議会の設置

情報発信 ウェブサイトやリーフレット等による普及啓発

人材育成 市町村や保健所等の支援者に対する研修

当事者会及び家族会の開催

社会とのつながり支援（職親）事業（平成28年4月より）

○相談実績

延べ件数

	ひきこもり相談支援センター		保健所		合計	
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
相談件数	600	545	159	147	759	692
計	600	545	159	147	759	692
当事者会 親の会	89	59	－	－	89	59
	83	70	－	－	83	70
計	172	149	0	0	172	149

○ひきこもり相談支援センターでの相談実績（延べ件数）

	電話	面接	計	男性	女性
30 年度※	161 件	319 件	480 件	330 人	149 人
元年度※	315 件	431 件	746 件	539 人	205 人
2 年度	195 件	405 件	600 件	483 人	117 人
3 年度※	181 件	364 件	545 件	434 人	110 人

※平成 30 年度、令和 3 年度は性別不明 1 名、令和元年度は性別不明 2 名。

② 社会とのつながり支援（職親）事業

協力事業所（職親）の協力を得て、社会参加の機会を提供することで、社会適応性の向上、生活リズムの構築等を図り、ひきこもり状態からの解消を進める。

○実施主体 秋田県（ひきこもり相談支援センター、各地域振興局福祉環境部）

○年度別訓練者の推移

年度		元	2	3
大館福祉環境部		2（1）	1（1）	2（1）
鷹巣阿仁福祉環境部		—	—	—
山本福祉環境部		—	—	—
秋田福祉環境部		1	2（1）	1（1）
由利福祉環境部		4（2）	4（2）	2
仙北福祉環境部		1	1（1）	1
平鹿福祉環境部		1	1	1（1）
雄勝福祉環境部		—	—	—
ひきこもり相談支援センター		5（3）	6（2）	2（1）
計		14（6）	15（7）	9（4）
年 代 別	20 代	8	8	5
	30 代	4	6	3
	40 代	2	—	1
	50 代	—	1	—
訓練実施箇所数		10	13	7
登録事業所数		80	79	77

※（ ）はうち前年度継続者数

(3) 精神科救急

①精神科救急

休日又は夜間等において緊急に精神科医療を必要とする精神障害者のために、適切な医療が確保できるよう、精神科救急医療体制を整備する。

○精神科救急医療施設

- ①大館・鹿角精神科救急医療圏 : 大館市立総合病院（地域拠点病院）
- ②能代・北秋田精神科救急医療圏 : 能代厚生医療センター（地域拠点病院）
- ③由利本荘・にかほ精神科救急医療圏 : 菅原病院、象潟病院、
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ④県南精神科救急医療圏 : 横手興生病院（地域拠点病院）
- ⑤秋田周辺精神科救急医療圏 : 9病院（杉山病院、今村病院、秋田緑ヶ丘病院、
秋田回生会病院、清和病院、秋田東病院、笠松病院、
加藤病院、協和病院）による輪番制＋
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ⑥全県の拠点病院 : 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

身体合併症患者 各医療圏の精神科病床を有する総合病院を合併症対応病院として指定。
全県の合併症拠点病院として秋田大学医学部附属病院を指定して対応。

○ 実績

区 分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	件数	うち入院	件数	うち入院	件数	うち入院	件数	うち入院	件数	うち入院
夜 間	1,193	205	1,364	228	1,424	242	1,215	208	1,477	206
休 日	450	80	524	78	574	94	523	75	562	74
夜間合併症救急	304	52	275	26	279	34	279	36	241	29
休日合併症救急	82	13	91	9	73	10	71	7	65	13
計	2,029	350	2,254	341	2,350	380	2,088	326	2,345	322
月平均患者数	169	29	188	28	196	32	174	27	195	27
1日平均患者数	5.6	1.0	6.2	0.9	6.4	1.0	5.7	0.9	6.4	0.9

(4) 災害派遣精神医療チーム (D P A T)

自然災害、犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模災害後に、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地に入り、被災者及び支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。

○ 協定病院 (令和4年3月末現在)

- ・秋田大学医学部附属病院
- ・秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ・大館市立総合病院
- ・能代厚生医療センター
- ・菅原病院
- ・横手興生病院

○ D P A T 統括者 (令和4年3月末現在)

秋田県精神保健福祉センター及び協定病院から精神科医師4名を選任

(5) 依存症対策

依存症からの回復に向けた活動を行う民間の自助グループの支援を行う。

① 目的

自助グループとは、アルコールの問題や薬物依存の問題、病的賭博などの問題などを抱えた人たちが同じ問題を抱えた人と自発的に、当事者の意志でつながり、結びついた集団のことをいい、依存症の治療にはグループメンバーと体験を共有し、分かちあい、自分の抱える問題や悩みをしっかりと直視して自分を変化させていくことが重要である。

秋田県内の自助グループに対して、技術支援や情報共有を行っていく。

② 県内の自助グループ（秋田県精神保健福祉センター調べ）

令和4年5月11日時点

団体名	備 考
秋田県断酒連合会	秋田県内各断酒会・家族会の連合会
（県内地域断酒会）	4 グループ：中央断酒会、横手断酒会、仙北断酒会 にかほ断酒会
AAグループ	アルコール依存症本人グループ
秋田マック	アルコール・その他の依存症の社会復帰援助施設
秋田ダルク	薬物・シンナー・アルコール等依存症者の回復施設
NAグループ	薬物依存症本人グループ
GAグループ	ギャンブル依存症本人グループ 3 グループ：GA秋田グループ、GA広面グループ、 GA秋田中央グループ
アディクション問題を考える会	7 グループ：鹿角、北秋田、秋田、由利本荘、大仙、 横手、湯沢
依存症家族の会	2 グループ：秋田市、大仙市
（断酒家族と語り合う会）	しゃるWeだん酒の会 in 横手
ギャマノンあきた	ギャンブル家族・友人のための会

第6 関係機関

1 福祉相談センター

○所在地 秋田市中通二丁目1番51号（明徳館ビル1階）

○主な業務

- 1 身体障害者福祉法第11条第1項の身体障害者更生相談所として行う業務
- 2 知的障害者福祉法第12条第1項の知的障害者更生相談所として行う業務
- 3 高齢者、精神障害者、児童及び女性の福祉並びに精神保健に関する総合相談等業務
- 4 難聴者等に対し、補聴器装用に関する診療・検査等を行う補聴器相談業務

（1）身体障害者関係取扱人員、内容別相談件数等（福祉行政報告例による）

項目 年度	取 扱 実人員 (人)	相 談 内 容							
		更 生 医 療	補装具	身 体 障害者 手 帳	職 業	施 設	生 活	その他	計 (件)
3	1,623	1,140	488	3	0	0	0	1	1,632

項目 年度	判 定 内 容					判定書等交付内容					
	医学的 判 定	心理学 的判定	職能的 判 定	その他 の判定	計 (件)	更 生 医 療	補装具	身 体 障害者 手 帳	障 害 支 援 区 分	その他	計 (件)
3	1,627	0	0	0	1,627	1,140	443	0	0	0	1,583

（2）知的障害者関係取扱人員、内容別相談件数等（福祉行政報告例による）

項目 年度	取 扱 実人員 (人)	相 談 内 容								
		施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	その他	計 (件)
3	552	0	0	0	0	0	0	552	0	552

項目 年度	判 定 内 容					判定書等交付内容			
	医学的 判 定	心理学 的判定	職能的 判 定	その他 の判定	計 (件)	障害支 援区分	療 育 手 帳	その他	計 (件)
3	42	357	0	195	594	0	83	0	83

（3）身体障害者手帳交付事務

令和3年度	新規交付件数	2,404件
	再交付件数	1,606件
	計	4,010件

（4）療育手帳交付事務（児童相談所分を含む）

令和3年度	新規交付件数	232件
	再交付件数	818件
	計	1,050件

(5) 福祉総合相談業務

項目 年度	相 談 内 容								
	高 齢	身 障	知 的	精 神	重 度 後遺症 障 害	児 童	女 性	その他	計 (件)
3	347	8	132	906	0	0	6	70	1,469

(6) 身体障害者福祉バス（愛称：「の一まらいな一号」）の運行状況
令和元年度で終了

(7) 身体障害者補助犬給付事業（委託事業）

令和3年度 給付件数 0頭（盲導犬0頭）

(8) 補聴器相談事業（平成27年6月から開始）

年度	区分	新 患	相 談	合 計 (件)
3	相談室	187	819	1,006
	診療車	96	250	346
	合 計	283	1,069	1,352

2 精神保健福祉センター

○所在地 秋田市中通二丁目1番51号（明德館ビル1階）

○設置目的

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術センターとして知識の普及を図り、調査研究を行うとともに、保健所及び関係機関に対して技術指導、技術援助、複雑困難なものの相談に応じるなど、地域精神保健福祉活動の中核としての機能を果たしている。（H14からは手帳等判定事務、精神医療審査会の事務も実施）

(1) 教育研修事業

精神保健業務に従事する職員や一般県民等に対し、精神保健に対する専門知識と技術の向上を図ることを目的に実施した。

実施状況（令和3年度）

実 施 主 体	回 数	延 人 数
センター主催研修会	1回	149人

(2) 技術指導及び技術援助事業

地域における精神保健活動をより効果的に推進するために、保健所及び関係機関に対して、専門的立場から技術指導及び技術援助を行った。

関係機関領域別状況（令和3年度）

関係機関領域	回数
1 保健所	111
2 市町村	91
3 医療	144
4 福祉事務所	1
5 精神保健団体	59
6 その他	309
合 計	715

(3) 精神保健相談・診療事業

区 分	実 件 数	延 件 数
男	39	95
女	10	41
計	49	136

(4) 「こころの電話」相談（心の健康づくり相談事業）

ア 期間 : 令和3年4月1日～令和4年3月31日

イ 相談件数

区 分	実 件 数	延 件 数
男	186	1,971
女	370	1,847
不明	3	3
計	559	3,821

（性別は本人の性別）

ウ 電話をかけてきた人

区 分	延 人 数
本 人	3,777
親 族	24
友人・上司・同僚	1
そ の 他	0
不 詳	19
計	3,821

(5) 特定相談指導事業

①アルコール・薬物関連問題に関する相談指導等

・アディクション関連相談

84 件

②思春期精神保健に関する相談指導等

・思春期問題研修会

1 回

参加人数 146 人

(6) 広報普及事業

一般住民及び関係機関に対する精神保健の普及啓発を図るため、講演・研修会、広報活動、出版物の作成等を行っている。

実施状況（令和3年度）

種 別	回 数	内 容
講演・研修会	25	センター主催2回 他機関主催23回
広報活動	2	ラジオ放送1回、県広報紙1回
出版物作成	4	所報1、ひきこもり相談ガイドブック（支援者向け1、家族向け1）、アルコール依存症相談支援機関ガイドブック1

（7）調査研究事業

①R3.6.4 令和3年度東北・北海道精神保健福祉センター所長研究協議会（オンライン）

「秋田県精神保健福祉センターにおける依存症支援体制整備事業の取組」

②R3.12.21～R4.2.28 第80回日本公衆衛生学会（示説発表：ハイブリット、オンデマンド配信）

「秋田県精神保健福祉センターにおける依存症支援体制整備事業の取組」

③R4.1.21 令和3年度 秋田県保健環境業務研究発表会（オンライン開催）

「秋田県ひきこもり相談支援センター継続相談についての一考察」

（8）ひきこもり相談支援センター（ひきこもり対策推進事業）

ア 期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

イ 相談件数（延人数）

区 分	電話相談	面接相談	（内 訪問面接）
男	127	307	10
女	53	57	0
不明	1	0	0
計	181	364	10

ウ 人材育成

ひきこもり相談支援業務に従事する職員に対し、ひきこもり相談支援に対する専門知識と技術の向上を図ることを目的に実施した。

実施状況（令和3年度）

実 施 主 体	回 数	延人数
ひきこもり相談支援センター主催研修会	1回	110人

エ 連絡協議会の実施

情報交換等により恒常的な連携を確保・強化することを目的として、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関からなる連絡協議会を実施した。

実 施 主 体	回 数	延人数
ひきこもり相談支援連絡協議会（中央地区）	1回	15人
ひきこもり地域支援連絡協議会（県北地区）	1回	34人
ひきこもり地域支援連絡協議会（県南地区）	1回	14人

オ 社会とのつながり支援（職親）事業

協力事業所での社会参加の機会を提供し、社会的適応を支援することを目的として、事業所及び参加者への面接相談支援を実施した。

・事業所数 12か所

・参加者 2人 ※就職1人

カ 当事者・親への援助グループの実施

・青年期親の会	7回	参加人数	70人
・ひきこもり等青年本人グループ	10回	参加人数	59人
・SSTグループ	11回	参加人数	45人

3 点字図書館

○所在地 秋田市土崎港南3丁目2番58号

○設置目的

身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他各種情報を記録したものであって専ら視覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）等を行う者の養成若しくは派遣、点字刊行物等の普及の促進、視覚障害者に対する情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等を供与することを目的として昭和47年4月（現在地には平成6年4月）に設置された。

○主な事業

- ・点訳・音訳・デイジー図書の製作
- ・点訳・音訳・デイジー図書の貸出、閲覧
- ・点訳・音訳・デイジー図書編集ボランティアの養成
- ・声の広報の発行（各月）
- ・定期刊行物の発行
- ・点訳、音訳奉仕者養成講座の実施

○指定管理者 秋田県社会福祉事業団

点字図書館の現状

（令和4年3月31日現在）

項 目		状 況	摘 要
蔵書数		24,405	
	点字図書	11,199	
	うち点訳奉仕者作成	4,981	
	録音図書	6,597	
	うち音訳奉仕者作成	6,382	
	デイジー図書	6,609	←デイジー録音+テキストデイジー
	うちデイジー編集奉仕者作成	2,651	←デイジー録音+テキストデイジー
図書の貸出数		7,763	
	点字図書	384	
	録音図書	96	
	デイジー図書	7,283	
利用登録者数（個人）		708	
奉仕（継続）活動者数		212	
	点訳奉仕者	101	
	音訳奉仕者	72	←音訳校正8を含む

	音訳校正奉仕者	8	
	デージー図書編集奉仕者	24	
	作業奉仕者	15	
	奉仕者養成講習修了者数	9	
	点訳養成講座修了者数	5	
	音訳養成講座修了者数	4	3年度修了者数

4 心身障害者総合福祉センター

○所在地 秋田市旭北栄町1番5号

○設立目的

障害を持つ方々に対して各種相談に応じ、機能訓練、研修、地域との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障害者福祉の増進を図ることを目的として設立された。

○規模等

- ・総床面積 3,587.137㎡
- ・構造 鉄筋・鉄骨コンクリート造 地上3階
- ・総工費 6億7千万円
- ・開設年月日 昭和61年9月1日

5 発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」

○所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

秋田県立医療療育センター内

○設置目的

発達障害者支援法に基づき、自閉症等の特有の発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

○主な業務

- ・相談支援
- ・発達支援
- ・就労支援
- ・普及啓発及び研修

○開設年月日 平成19年10月1日

6 秋田県聴覚障害者支援センター

○所在地 秋田市旭北栄町1番5号

○設置目的

身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録したものであって専ら聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを聴覚障害者の利用に供し、手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣、聴覚障害者に関する相談等を供与することを目的とする。

○主な事業

- ・聴覚に障害のある方に対する相談事業
- ・手話、字幕入りDVDの制作編集・貸出
- ・情報機器の貸出
- ・災害時等を含めた情報提供拠点としての事業（避難所派遣等）
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣
- ・聴覚障害児・者日常生活支援事業

○委託先 秋田県社会福祉事業団

○開設年月日 平成28年10月1日

7 医療的ケア児支援センター

○所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

秋田県立医療療育センター内

○設置目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児等に対する支援拠点として、専門的な相談対応や情報提供、関係機関との連絡調整、並びに医療的ケア児等を支える人材の育成を行うことで、医療的ケア児の健やかな成長や、その家族の離職の防止等に資することを目的とする。

○主な事業

相談支援

- ・医療的ケア児とその家族への専門的な相談対応や情報提供
- ・関係機関等との連絡調整

人材育成

- ・医療的ケア児等支援者及びコーディネーターの養成
- ・医療的ケア児の支援者を対象とした喀痰吸引等研修の実施

○開設年月日 令和4年4月1日

8 福祉事務所・地域振興局福祉環境部（福祉事務所・保健所）

	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
市	鹿角市福祉事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪 5 0	0186-30-0238
	大館市 〃	017-8555	大館市字中城 2 0	0186-43-7052
	北秋田市 〃	018-3392	北秋田市花園町 1 9 - 1	0186-62-6637
	能代市 〃	016-8501	能代市上町 1 - 3	0185-89-2153
	男鹿市 〃	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台 6 6 - 1	0185-22-9120
	潟上市 〃	010-0201	潟上市天王字棒沼台 2 2 6 - 1	018-853-5314
	秋田市 〃	010-8560	秋田市山王一丁目 1 - 1	018-888-5663
	秋田市保健所	010-0976	秋田市八橋南一丁目 8 - 3	018-883-1180
	由利本荘市福祉事務所	015-0872	由利本荘市瓦谷地 1 鶴舞会館内	0184-24-6314
	にかほ市 〃	018-0492	にかほ市平沢字鳥ノ子淵 2 1	0184-32-3034
	大仙市 〃	014-8601	大仙市大曲花園町 1 - 1	0187-63-1111
	仙北市 〃	014-0392	仙北市角館町中菅沢 8 1 - 8	0187-43-2288
	横手市 〃	013-0023	横手市中央町 8 - 2	0182-35-2132
	湯沢市 〃	012-8501	湯沢市佐竹町 1 - 1	0183-55-8075
県	北秋田地域振興局 ・大館福祉環境部 : 北福祉事務所 : 大館保健所	018-5601	大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1	0186-52-3955
	北秋田地域振興局 ・鷹巣阿仁福祉環境部 : 北秋田保健所	018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 - 1	0186-62-1165
	山本地域振興局 ・福祉環境部 : 山本福祉事務所 : 能代保健所	016-0815	能代市御指南町 1 - 1 0	0185-55-8023
	秋田地域振興局 ・福祉環境部 : 中央福祉事務所 : 秋田中央保健所	018-1402	潟上市昭和乱橋字古開 1 7 2 - 1	018-855-5171
	由利地域振興局 ・福祉環境部 : 由利本荘保健所	015-0885	由利本荘市水林 4 0 8	0184-22-4120
	仙北地域振興局 ・福祉環境部 : 大仙保健所	014-0062	大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2	0187-63-3403
	平鹿地域振興局 ・福祉環境部 : 南福祉事務所 : 横手保健所	013-8503	横手市旭川一丁目 3 - 4 6	0182-45-6137
	雄勝地域振興局 ・福祉環境部 : 湯沢保健所	012-0857	湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0	0183-73-6155

9 各種関係団体

団 体 名	所 在 地	代表者	電話番号	備考
身体障害者関係				
社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	伊藤 英紀	018-864-2780	
公益財団法人 あきた移植医療協会	秋田市千秋久保田町6-6 (県総合保健センター内)	佐藤 滋	018-832-9555	
一般社団法人 秋田県視覚障害者福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	武田 利美	018-864-2783	
一般社団法人 秋田県聴力障害者協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	工藤 憲一	018-864-2782	F A X
秋田県車いす連合会	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	平沢 勝美	018-864-2783	
秋田県身体障害者施設協議会	鹿角市小坂町小坂鉱山字仁吾平16 (障害者支援施設 あすなろ内)	瀬川 健	0186-29-5226	
秋田県腎臓病患者連絡協議会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	熊谷 猛	018-863-6210	
秋田県喉頭摘出者福祉団体秋笛会	秋田市上北手猿田字苗代沢221-1 (秋田赤十字病院内)	相澤 勇	018-829-5000	
公益社団法人日本オストミー協会 秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	高階 長四郎	018-837-8616	
秋田県筋ジスの会	南秋田郡井川町北川尻海老沢村8-1	鷲谷 勇孝		
特定非営利活動法人 秋田県難病団体連絡協議会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	長澤 源一	018-823-6233	
秋田県脳卒中友の会	秋田市中通6丁目1-58 (中通リハビリテーション病院内)	田口 秀雄	018-833-1131	
秋田県盲導犬使用者の会	秋田市新屋大川町 23-5	船木 修	018-828-9011	
秋田盲ろう者友の会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)			休止中
秋田県難聴者・中途失聴者協会	秋田市檜山南中町8-2 (中川真理子方)	永井 慎吾	018-833-6428	F A X
秋田県肢体不自由児者 父母連合協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	秋元 栄一	018-864-2784	
障害児・知的障害者関係				
公益社団法人 秋田県手をつなぐ育成会	秋田市旭北栄町 1 - 5 (県社会福祉会館内)	田中 勉	018-864-2718	
秋田県障害福祉団体協議会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	桜田 星宏	018-864-2715	

秋田県知的障害者福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	桜田 星宏	018-864-2715	
秋田県ことばを育てる親の会	能代市若松町2-24 (淳城南小学校内)	梅田 信彦	0185-52-0468	
精神障害者関係				
秋田県精神保健福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	三島 和夫	018-864-5011	
特定非営利活動法人 秋田県精神保健福祉会連合会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	阿部 文博	018-864-5011	
秋田県断酒連合会	秋田市桜ガ丘5-7-5 (事務局) (伊藤鉄信方)	下田 敏博	018-807-3494 (事務局)	
その他				
一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	佐々木 光雄	018-864-2750	
秋田県障害者社会参加推進センター	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	小野 昌樹	018-864-2780	
秋田県社会就労センター協議会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	安田 周悦	018-864-2715	

10 審議会等

名 称	委員数	設 置 目 的	設置年度
秋田県障害者施策推進審議会	15	県障害者計画に関する事項その他障害者施策の計画的な推進に関する事項を審議する。	S47. 3. 30
秋田県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	24	知事から諮問を受けた身体障害者の福祉に関する事項を審議する。	S39. 3. 1
秋田県精神保健福祉審議会	15	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。	S40. 10. 15
秋田県精神保健病状診査協議会	6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院実地指導審査等に関する項目を審議する。	S49. 4. 1
秋田県精神障害者保健福祉手帳等判定委員会	5	精神保健福祉手帳申請等に係る診断書を審査し、通院による精神医療の継続の可否や手帳等級を判定する。	H14. 4. 1
秋田県精神医療審査会	25	医療保護入院等に係る審査及び退院請求等に係る審査を行う。	S63. 7. 29
秋田県精神科救急医療体制連絡調整委員会	12	精神障害者が地域で安心して生活できるよう、精神科救急医療体制の整備に係る検討等を行う。	H10. 5. 6

秋田県障害者介護給付費等不服審査会	7	市町村が行う介護給付費に係る処分に不服がある場合、県がその処分の適否について審査を行う。	H18. 4. 1
秋田県障害児通所給付費等不服審査会	8	市町村が行う障害児通所給付費に係る処分に不服がある場合、県がその処分の適否について審査を行う。	H24. 4. 1
秋田県障がい者総合支援協議会	8	各市町村の（自立支援）協議会への助言等を行い、県全体の障害者のための相談支援体制を構築するための援助を行う。	H19. 4. 1
秋田県障害者差別解消調整委員会	1 5	日常生活の様々な場面で生じる障害者差別に対して、幅広い分野から構成される委員により、公平中立な立場であつせんを行う。	R 元. 10. 1

第7 雇用促進のための諸制度

1 雇用促進・職業安定制度

障害者の雇用促進及び職業の安定化については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法、障害者雇用促進法、職業能力開発促進法等によって、次のような措置が行われている。

(1) 就職援護措置

(令和4年4月1日現在)

項 目	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応訓練	就職を容易にするため実際の職場で訓練し、作業に慣れたうえでその事業所に雇用されることを前提とし、知事の委託を受けて職場適応訓練を実施する。 訓練期間は原則6か月以内（中小企業及び重度障害者は1年以内）	○訓練手当（訓練生） 秋田市 1日3,930円 秋田市以外の地域 1日3,530円 ○受講手当 1日 500円 ※40日分が限度 ○職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 月24,000円 （重度 25,000円）	公共職業安定所
短期職場適応訓練	実際に従事する仕事を体験させ、訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性の有無などを把握させ、作業環境に適応することを容易にする。 都道府県が民間事業主に委託して行う。 訓練期間は原則として2週間以内 （重度障害者は4週間以内）	○訓練手当（訓練生） 秋田市 1日3,930円 秋田市以外の地域 1日3,530円 ○受講手当 1日 500円 ※40日分が限度 ○職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 日額 960円 （重度 1,000円）	公共職業安定所
障害者職場実習促進事業 （県単）	障害者就業・生活支援センターが民間企業等の協力のもとに、障害者の短期職場実習のあっせんを行い、職場実習に協力した企業等へ奨励金を、実習生へは手当を支給し、障害者の職場実習機会を拡大し、就労促進を図る。 （3日以上～15日を限度に支給）	○奨励金（事業主） 1日2,000円 ○手当（実習生） 1日1,000円	障害者就業・生活支援センター

(2) 事業主に対する措置

(令和4年4月1日現在)

項 目	対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
障害者雇用調整金の支給	常用雇用労働者の総数が100人を超えており、常用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主	法定雇用率を超える障害者 1人当たり 月額 27,000円		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
報奨金の支給	常用雇用労働者の総数が100人以下で、常用障害者数が一定数を超えている事業主	一定数を超える障害者 1人当たり 月額 21,000円		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
障害者作業施設設置等助成金	雇用する障害者が作業を容易にできるよう配慮された作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備を設置、整備又は賃借する事業主 ※なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。	施設や設備の設置、整備又は賃借に要する費用の2/3 [限度額] ・設置・整備の場合 障害者1人につき450万円、 作業設備のみは1人につき150万円（1事業所当たり年間4,500万円まで） ・賃借の場合 1人当たり月額13万円	賃借の場合3年間	高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
障害者福祉施設設置等助成金	雇用する障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮された休憩等の福利厚生施設の設置又は整備を行う事業主	助成率 1/3 [限度額] 障害者1人につき225万円 （1事業所または事業主の団体1団体あたり年間2,250万円）		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課

項 目	対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
障害者介助等助成金	雇用する重度障害者等の適切な雇用管理のために次の措置を行う事業主	助成率 3 / 4		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
	イ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	イ 手話通訳・要約筆記等担当 1 回 6 千円 (年28万 8 千円まで)	10年間	
	ロ 職場介助者の配置又は委嘱 ・事務的業務 ・事務的業務以外の委嘱	ロ 職場介助者の配置 1 人 月15万円 職場介助者の委嘱 1 人 1 回 1 万円 (年150万円まで) 事務的事业以外の委嘱 1 人 1 回 1 万円 (年24万円まで)	10年間	
	ハ 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置 ※なお、イ及びロの助成金は、対象となる障害者が雇用されて、1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。	助成率 2 / 3 ハ 事務的業務 配置の継続措置 1 人 月13万円 委嘱の継続措置 1 人 1 回 9 千円 (年135万円まで) 事務的業務以外 1 人 1 回 9 千円 (年22万円まで)	5年間 (ロの支給期間の終了後)	
(障害者相談窓口担当者の配置助成金)	雇用する障害者に対する合理的配慮の取組みを推進するため次の措置を実施する事業主			
	イ 新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する場合	イ ・専従 (2 名まで) 1 人 月額 8 万円 ・兼任 (5 名まで) 1 人 月額 1 万円	最大 6 か月 最大 6 か月 (中小企業は最大12か月)	

項 目	対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
(職場復帰支援助成金)	ロ 障害者相談窓口担当者が研修を受講する場合	ロ ・研修受講費の 2 / 3 (最大20万円) ・1人時間額700円 (上限月10時間かつ 10人まで)	最大6か月	
	ハ 相談窓口業務等を専門機関に委託する場合	ハ 委託経費として支払った額の2 / 3 (上限月額10万円)		
	職場復帰のために必要な職場適応の措置を実施する事業主	・時間的配慮等、職務開発等： 月額4万5千円 (中小企業：6万円) ・職務開発等に伴う講習： 半年2～9万円 (中小企業：3～12万円)	1年間	
(職場支援員の配置又は委嘱助成金)	業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置又は委嘱する事業主	配置：短時間労働者以外の者 月額3万円 (中小企業：4万円) 短時間労働者 月額1万5千円 (中小企業：2万円) 委嘱：1回1万円	2年間(精神障害者は3年間)	

項 目	対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
職場適応援助者助成金	職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う事業主 イ 訪問型職場適応援助者 ロ 企業在籍型職場適応援助者	イ 精神障害者以外 1日：4時間以上は 1万6千円 4時間未満は 8千円 精神障害者 1日：3時間以上は 1万6千円 3時間未満は 8千円 養成研修受講料の 1／2 ロ 精神障害者以外 短時間労働者以外の 者：月6万円 (中小企業：8万円) 短時間労働者：月3万円 (中小企業：4万円) 精神障害者 短時間労働者以外の 者：月9万円 (中小企業：12万円) 短時間労働者：月5万円 (中小企業：6万円) 養成研修受講料の 1／2	精神障害者 以外1年8ヶ月 精神障害者 2年8ヶ月 6ヶ月	高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課

項 目	対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
重度障害者等通勤 対策助成金	雇用する重度障害者等の通勤を容易にするため次の措置を実施する事業主	助成率 3 / 4 [限度額]		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
	イ 重度障害者等用住宅を賃借する場合	イ 住宅賃借 世帯月10万円 単身月6万円	10年間	
	ロ 重度障害者等が5人以上入居する住宅に指導員を配置する場合	ロ 指導員1人 月15万円	10年間	
	ハ 重度障害者等のための住宅手当	ハ 障害者1人 月6万円	10年間	
	ニ 通勤する5人以上の重度障害者等のための通勤用バスを購入、又は運転従事者を委嘱する場合	ニ 通勤バス 1台700万円 運転従事者委嘱 1回6千円	10年間	
	ホ 自動車により通勤する重度障害者等のために駐車場を賃借する場合	ホ 駐車場 月5万円	10年間	
	ヘ 通勤用自動車の購入	ヘ 購入 1台150万円 1級又は2級の 両上肢用 1台250万円	1月間	
	ト 重度障害者等の通勤援助者を委嘱する場合（公共交通機関に限る）	ト 通勤援助者委嘱 1回2千円 交通費 1認定3万円		
	※なお、ト以外については、対象となる障害者が雇用され、6か月を超える期間が経過している場合は、中途障害者となった場合、障害の重度化が認められる場合、もしくは人事異動等の場合を除き助成対象とはなりません。			

項 目		対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金		対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用しており、全従業員に占める割合が20%以上であり、事業施設設備を設置、整備する事業所の事業主	施設・設備の設置または整備に要する費用の2/3 [限度額] 5,000万円 ※上記のほか指定金融機関から資金を借り入れる場合は、利息に対する助成がある。	最長5年間	高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
特定就職困難者コース 求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース	ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により障害者等を常用労働者として雇い入れた事業主 イ 短時間労働者以外として雇い入れた場合	イ ・重度障害者等を除く身体・知的障害者 1人あたり50万円 (中小企業120万円)	1年 (中小企業2年)	公共職業安定所
		ロ 短時間労働者として雇い入れた場合	ロ 1人あたり30万円 (中小企業80万円)	1年6か月 (中小企業3年) 1年 (中小企業2年)	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース		発達障害者や難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇い入れた事業主	1人あたり50万円 (中小企業120万円) 短時間労働者 1人あたり30万円 (中小企業80万円)	1年 (中小企業2年) 1年 (中小企業2年)	公共職業安定所

項 目		対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
ト ラ イ ア ル 雇 用 助 成 金	障害者トライアルコース	障害者を一定期間の有期雇用により試行雇用する事業主	①【精神障害者】 ・雇入れから3か月間 1人あたり月額最大8万円 ・雇入れから4か月以降 1人あたり月額最大4万円 ②【精神障害者以外】 1人あたり月額最大4万円	最長6か月間 最長3か月間	公共職業安定所
キ ャ リ ア ア ッ プ 助 成 金	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主 ※多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む	【重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者】 ・有期→正規 1人あたり90万円（中小企業120万円） ・有期→無期 1人あたり45万円（中小企業60万円） ・無期→正規 1人あたり45万円（中小企業60万円） 【上記以外の障害者】 ・有期→正規 1人あたり67.5万円（中小企業90万円） ・有期→無期 1人あたり33万円（中小企業45万円） ・無期→正規 1人あたり33万円（中小企業45万円）		公共職業安定所

項 目	対象となる事業主	金 額 等	期 間	問合せ先
税制上の優遇措置	障害者を多数雇用する事業主は固定資産税、不動産取得税、事業所税等の優遇措置がある。			税務署、総合県税事務所、市町村

2 秋田障害者職業センター

秋田障害者職業センターは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、各都道府県に設置する職業リハビリテーション機関である。障害のある方や事業主の方等に対し、ハローワーク（公共職業安定所）や福祉・医療・教育等各分野の関係機関と密接な連携をとりながら就職のための相談・支援、就職後のフォローアップ、復職のための相談・支援まで一連の就業支援を行っている。

【職業相談・職業指導】

障害者の職業的自立に向けて、職業に対する適応性を向上するための相談及び指導を行う。

【職業評価】

職業に関する能力及び適性等を評価し、必要な職業リハビリテーション計画の策定を行う。

【職業準備支援】

当センターに一定期間通所して、就職に向けた準備を整える支援（作業・講座・グループワーク・個別相談等）を行う。今後の就職活動や職場定着への円滑な移行を目指すことを目的としている。

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業】

対象となる本人や事業所の様々なニーズに応じて、ジョブコーチが職場に出向き、具体的な支援を行う。雇用前、雇用と同時に、雇用後のどのタイミングでも支援を実施できる。最終的に本人が自立的に仕事をしていくこと、事業所が本人に対する適切な配慮を行えるようになることを目的とし、支援を行う。

【リワーク支援】

うつ病などの精神疾患により休職している方、その休職している従業員の復職を考えている事業主に対して、主治医と連携し、職場復帰の進め方やウォーミングアップのための支援を行う。

【障害者雇用管理サポーターの派遣】

障害者の雇用管理に関する様々なことについて相談・助言等を希望する事業主に対して、各領域の専門家と連携しながら、雇用管理を容易にし、雇い入れや職場定着へと結びつける支援を行う。

【知的障害者・重度知的障害者の判定】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する知的障害者及び重度知的障害者の判定を行う。

【職業リハビリテーションの人材の育成】

地域における職業リハビリテーションの円滑な展開を目的に、福祉・医療・教育機関等の職員に対して、障害者の就業支援に関する基礎知識の付与と共通認識の形成に資する講座等の開催を行うほか、支援技法習得のための助言・援助を行う。

○名称 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 秋田障害者職業センター

○所在地 〒010-0944 秋田市川尻若葉町4番48号

電 話 018-864-3608 FAX 018-864-3609

交通案内 秋田中央交通バス 秋田駅から約25分 上下水道局前下車徒歩5分
(川尻割山線、新屋西線)

第8 その他の障害福祉施策

1 障害者虐待に係る相談・通報件数

令和元年度～令和2年度における障害者虐待に係る相談・通報件数は次のとおり。

(1) 市町村報告分

①相談・通報件数

		相談・通報 件数（件）	虐待判断 件数（件）	被虐待者 数（人）
元 年 度	養護者による虐待	21	8	8
	施設従事者等による虐待	22	10	27
	使用者による虐待	10	3	4
	合 計	53	21	39
2 年 度	養護者による虐待	18	3	3
	施設従事者等による虐待	27	5	5
	使用者による虐待	7	3	5
	合 計	52	11	13

（※）被虐待者が複数であった事例において、同一事例であれば1件としてカウント

令和3年度分は国調査により今後、調査のうえ取りまとめる。

②-1 虐待と判断された事例の状況

		類型別（重複計上）						性 別		
		身体	性的	心理	放棄	経済	計	男	女	計
元 年 度	養護者虐待	8		1			9	4	4	8
	施設従事者	7		7		1	15	5	22	27
	使用者虐待			1		3	4	2	2	4
	合 計	15		9		4	28	11	28	39
2 年 度	養護者虐待	2		1	1	1	5	1	2	3
	施設従事者	2	1	1	1	0	5	3	2	5
	使用者虐待					5	5	5		5
	合 計	4	1	2	2	6	15	9	4	13

（※）被虐待者が複数であった事例において、同一事例であれば1件としてカウント

令和3年度分は国調査により今後、調査のうえ取りまとめる。

②ー２ 虐待と判断された事例の状況

		年 代 別							
		～19	20 ～29	30 ～39	40 ～49	50 ～59	60 ～69	70～	不明 計
元 年 度	養護者虐待	2	1	4		1			8
	施設従事者	3	3	5	1	9	6		27
	使用者虐待						2	2	4
	合 計	5	4	9	1	10	8	2	39
2 年 度	養護者虐待		1			1	1		3
	施設従事者		1	3		1			5
	使用者虐待							5	5
	合 計		2	3		2	1	5	13

令和3年度分は国調査により今後、調査のうえ取りまとめる。

(2) 県受理分

- ①養護者による虐待 : 県の直接受理件数 : R1 なし
R2 1件 (虐待あり1件)
- ②施設従事者等による虐待 : 県の直接受理件数 : R1 4件 (虐待あり4件)
R2 2件 (虐待あり1件)
: 市町村からの報告 : R1 6件 (虐待あり6件)
R2 4件 (虐待あり4件)
- ③使用者による虐待 : 県の直接受理件数 : R1 1件
R2 なし
: 市町村からの報告 : R1 2件
R2 1件

(3) 労働局受理分 (県へ情報提供)

		相談・通報 件数 (件)	虐待判断 件数 (件)	被虐待者 数 (人)
元年度	使用者による虐待	10	3	4
2年度	使用者による虐待	7	3	5

①相談・通報件数

		類型別 (重複計上)					性 別			
		身体	性的	心理	放棄	経済	計	男	女	不明 計
元年度	使用者虐待			1		3	4	2	2	4
2年度	使用者虐待			0		5	5	5		5

②虐待と判断された事例の状況

		年 代 別							
		～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	不明 計
元年度	使用者虐待						2		2 4
2年度	使用者虐待							5	5

2 障害者差別に係る相談

(1) 障害者差別に係る相談件数について

障害者差別に係る相談件数は次のとおり。

あっせんの申立はなし。

年度	受付件数	内訳（受付窓口）		
		県	市町村	障害者団体
3年度	17	5	5	7

(2) 障害者差別に係る相談事例について（令和3年度）

事例1 職場において希望する業務を任せてもらえない。

（対応）相談者側と職場が話し合う場で業務分担に関する考え方や条件、決定の過程について、共有した。

事例2 店舗においてサービス提供を断られた。

（対応）相談者と店舗に同行し、サービス提供の手順等を確認し、理解を得た。

3 ヘルプマーク・ヘルプカード



(1) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

①配布開始日

平成29年12月1日 ※障害者週間（12/3～9）の普及・啓発に合わせて配布を開始。

②対象者

社会生活などにおいて、配慮や援助を必要としている方

※障害の有無、障害者手帳の有無は問わない

・ヘルプマークの配布対象例

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方

・ヘルプカードの配布対象例

身体障害者、知的障害者、精神障害者など援助や配慮を必要とする方

③配布場所

市町村（一部支所を含む）、県地域振興局福祉環境部、県福祉相談センター、
 県精神保健福祉センター、県障害福祉課 計 79 箇所

④ヘルプマーク・ヘルプカード年間配布実績（平成29年12月から令和4年3月まで）

	ヘルプマーク	ヘルプカード
29年度	864個	736枚
30年度	1,103個	913枚
元年度	3,420個	3,208枚
2年度	1,575個	1,415枚
3年度	746個	533枚
合 計	7,708個	6,805枚

（2）普及啓発について

- ・ヘルプマーク・ヘルプカードに関するポスターを作成し、掲示について公的機関や公共交通機関、コンビニ等協力依頼を実施した。
- ・テレビCMを作成、放映することにより、周知を図った。
 ※普及啓発動画はYou Tubeにて公開中（『秋田県ヘルプマークテレビCM』で検索）。
- ・普及啓発用チラシを作成し、各種会議や、市町村・保健所でのイベント時に配布した。

4 障害者スポーツ

障害者スポーツの振興を図ることにより障害者の心身の健全な発達に寄与し、積極的な社会参加を促進するとともに、障害者が気軽にスポーツ活動に参加できる環境の整備を図り、「スポーツ立県あきた」が目指す健康で豊かな生活を実現する。

（1）障害者スポーツの推進体制について

県内に在住する障害者のスポーツの振興を図ることにより、障害者の心身の健全な発達を促し、積極的な社会参加を促進するため、秋田県障害者スポーツ協会を設置し、各種事業を委託。

【法人名】一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会

【設 置】平成13年4月11日（平成24年10月1日から一般社団法人へ移行）

【構 成】会長、副会長3、理事7、監事2

【事務局】事務局長、障害者スポーツ推進員3 ※令和4年4月1日現在

【会 員】団体 正会員43、賛助会員23

個人 正会員30、賛助会員68 ※令和4年4月1日現在

(2) 障害者スポーツ事業について

一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会への委託等によって実施。

<令和3年度実績>

① 第19回秋田県障害者スポーツ大会開催事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

② 全国障害者スポーツ大会派遣費事業（令和3年10月23日～25日 三重県開催）

新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

③ 障害者スポーツ推進員設置事業（推進員3名）

④ 障害者スポーツ指導員養成事業 等